

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月17日

【会社名】 M & A キャピタルパートナーズ株式会社

【英訳名】 M & A Capital Partners Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 悟

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目5番地2

【電話番号】 03 - 3237 - 8882（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理部長 佐々木 輝

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町三丁目5番地2

【電話番号】 03 - 3237 - 8882（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理部長 佐々木 輝

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額

ブックビルディング方式による募集	316,200,000円
売出金額	
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	55,800,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	150,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。又、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成25年10月17日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成25年10月31日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成25年10月17日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成25年11月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年10月31日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

尚、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	150,000	316,200,000	171,120,000
計(総発行株式)	150,000	316,200,000	171,120,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年10月17日開催の取締役会決議に基づき、平成25年11月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,480円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は372,000,000円となります。
6. 本募集に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。尚、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成25年11月12日(火) 至 平成25年11月15日(金)	未定 (注) 4	平成25年11月19日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年10月31日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年11月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年10月31日開催予定の取締役会において決定される予定であります。又、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年11月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。尚、平成25年10月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年11月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年11月20日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年11月1日から平成25年11月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店	東京都新宿区西新宿一丁目8番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込 金として、平成25 年11月19日までに 払込取扱場所へ引受 価額と同額を払込む ことといたします。 3. 引受手数料は支払わ れません。但し、発 行価格と引受価額と の差額の総額は引受 人の手取金となりま す。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
SMBCFREND証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計		150,000	

(注) 1. 平成25年10月31日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年11月11日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
342,240,000	5,000,000	337,240,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,480円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額337,240千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限51,336千円と合わせて、人材採用及び教育費用やマーケティング活動の強化を主な目的として充当する方針であります。当社の市場環境のもとでは、今後の採用計画を推進し、アドバイザーの人員数を増加させることが業績に直結すると考えており、未経験者を採用した場合に、安定した収益獲得までに時間を要することから、当該期間に係る先行投資費用の運転資金として169,887千円(平成26年9月期27,837千円、平成27年9月期54,815千円、平成28年9月期87,233千円)を予定しております。又、当社では新規上場による知名度、ブランド力の向上を契機に、インバウンドマーケティング活動の更なる強化を図る目的で、マーケティング費用などの運転資金として109,904千円(平成26年9月期36,941千円、平成27年9月期36,481千円、平成28年9月期36,481千円)を充当する予定であります。更に財務体質向上のための借入金の返済として42,420千円(平成26年9月期)を充当する予定であります。

又、残額は当社の経営戦略において収益性の向上に繋がる戦略資金として適宜充当する方針であります。尚、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	22,500	55,800,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 22,500株
計(総売出株式)		22,500	55,800,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年10月17日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資の決議を行っております。又、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
尚、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,480円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

## 2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成25年 11月12日(火) 至 平成25年 11月15日(金)	100	未定 (注) 1	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成25年11月11日)に決定する予定であります。但し、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村悟(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年10月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式22,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。又、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成25年12月19日(木)

(注) 1．募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年10月31日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成25年11月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

又、主幹事会社は、平成25年11月20日から平成25年12月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。又、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人である中村悟並びに当社株主である十亀洋三は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年2月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（但し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。


又、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年5月18日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（但し、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年10月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

尚、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

### 第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

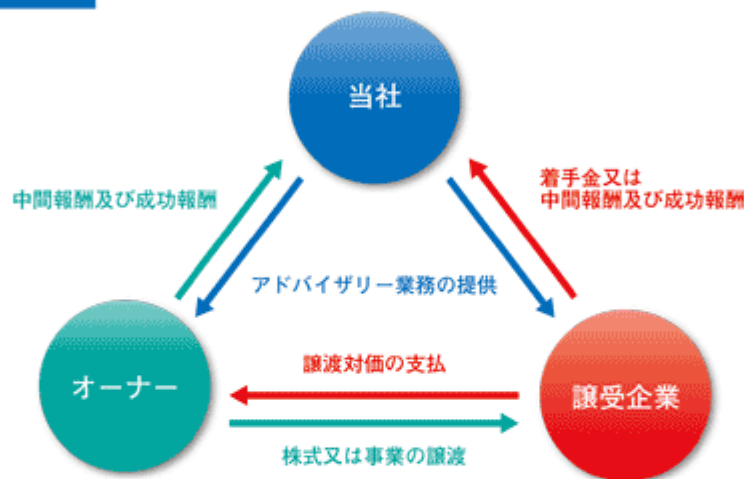
- (1)表紙に当社の社章  **M&A CAPITAL PARTNERS** を記載致します。
- (2)表紙の次に「1．事業の内容」～「5．業績等の推移」をカラー印刷したものを記載致します。

本ページ及びこれに続く写真、図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

## 1. 事業の内容

当社は設立以来、M&A（企業の買収・合併・資本提携など）の仲介事業を主たる業務としており、事業の引継ぎに悩みを抱え、又は清算を考えているオーナーに対し、M&Aによる問題解決を提案し、実現するまでサポートすることを主たるサービスとしております。当社は譲渡企業（売り手）のオーナーと譲受企業（買い手）の間に立ち、アドバイザー業務を提供しており、その対価として、それぞれより着手金又は中間報酬及び成功報酬を受領しております。

### ビジネスモデル



オーナーがM&Aを検討する段階から、譲受企業の選定、基本条件の合意に向けた調整、譲受企業が実施する買収監査（デューデリジェンス）が円滑に行われるよう補助を行なうなど、M&Aの成立まで一連の流れを多岐に亘ってサポート致します。当社では、基本条件の合意が行われた時点で「着手金」又は「中間報酬」の名目で、最終的な成立時に受領する「成功報酬」の10%を受領致します。株式又は資産の譲渡及び譲渡対価の決済が完了した段階で「成功報酬」を受領致します。主な業務フローは以下のとおりとなっております。

#### <当社のM&A仲介業務のフロー>



## 2. 事業環境について

近年、少子高齢化による団塊の世代を中心としたオーナーの高齢化に伴い、潜在的なものも含め、事業承継ニーズはますます高まっている状況にあります。特に中堅・中小企業においては、後継者不足が深刻化してきており、親族に跡継ぎがない、既存の役職員では資本の承継を行う資力がなといった問題を抱えている企業が多く、又、優良企業であればあるほど、相続時の株式評価額が高くなり、納税資金の問題などから、経営に直接関わっていない親族への株式分散が発生するなど事業承継を検討するにあたって様々なハードルがあるのが現状であると認識しております。

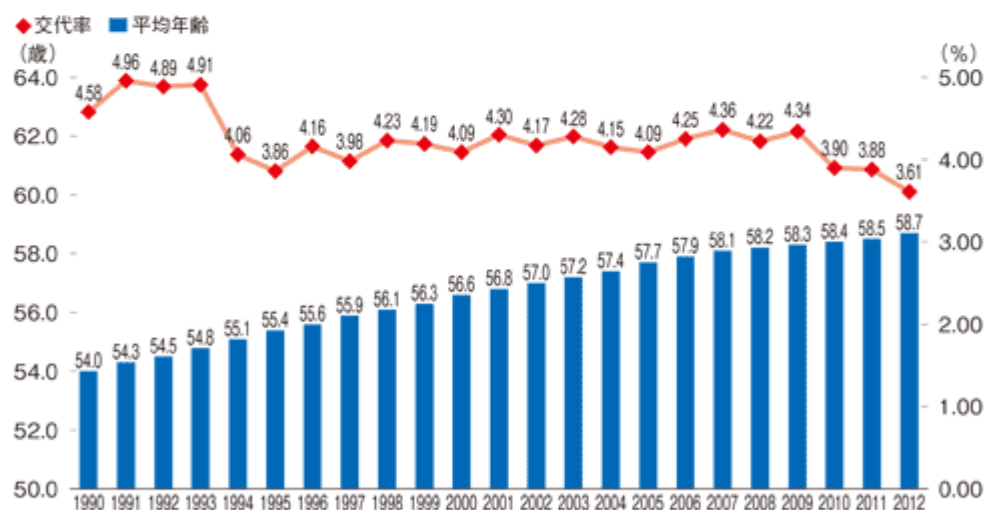
そのなかで当業界におきましては、事業承継問題に関連するM&A需要は変わらず堅調に推移しており、団塊の世代を中心とした経営者層も65歳に差し掛かり、今後数年に亘ってピークを迎えて行くものと当社は考えております。

当社で今後も事業承継問題に関連する需要は変わらずに堅調に推移すると判断しております。以下に参考データを掲載します。

### 社長の高齢化

株式会社帝国データバンクが保有する企業情報から抽出した約107万社の社長を対象に行なった調査結果によると、2012年の1年間における全国の社長の交代率は1990年以降で過去最低を記録し、社長の平均年齢も同様に上昇傾向が続いているとのまとめが公表されております。

【参考データ】◆社長の交代率及び平均年齢の推移  
 [特別企画 全国社長分析] (※帝国データバンク調べ～2013/1/28公表～) より当社作成



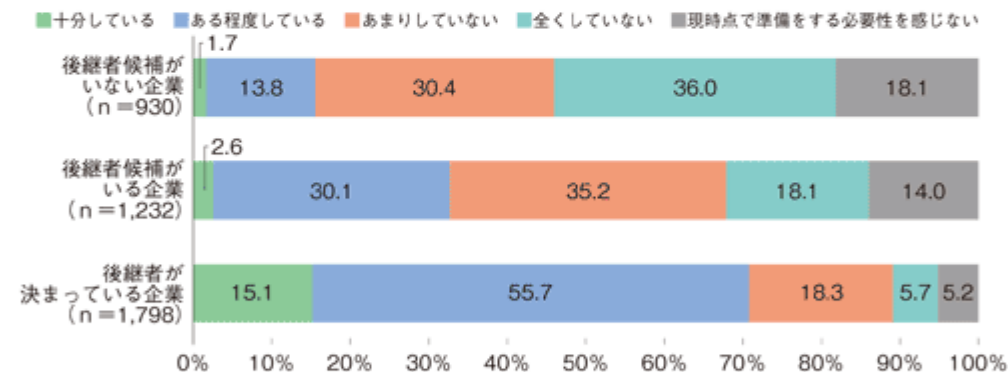
更に、同じく株式会社帝国データバンクが直近の代表者が判明しているオーナー企業約26万社を対象に実施したアンケート結果によると、全体で68.8%の企業が「後継者がいない」と回答しています。尚、特に事業承継が喫緊の課題となってくる社長年齢が65歳以上の企業に限定した場合も48.7%が「後継者がいない」と回答した結果となっており、これらのことから事業承継が進んでいないことがわかります。

【参考データ】◆65歳以上のオーナー企業における後継者の有無のアンケート結果  
 「第2回 全国オーナー企業分析」(株式会社帝国データバンク調べ～2013/1/23公表～)より当社作成



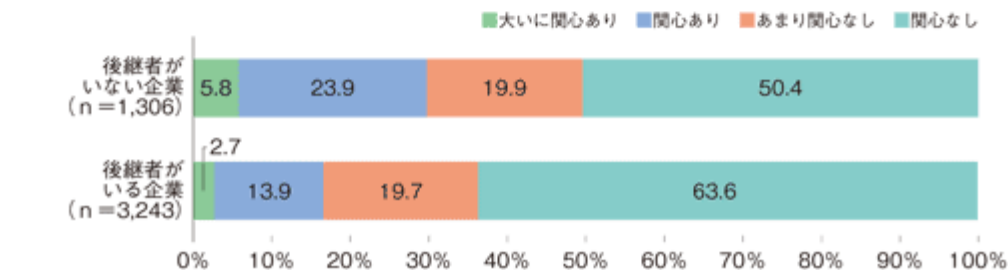
又「中小企業白書」(2013年版)でも中小企業の事業承継問題が取り上げられており、以下参考データとして掲載します。社長の年齢が50歳以上の企業を対象にアンケートを実施したところ、特に後継者が決まっていない企業(候補者候補がいる企業を含む)の半数以上が準備を「していない(あまりしていないを含む)」と回答した結果が出ております。これらの結果からも中小企業における次世代への引継ぎが進んでおらず、社長の高齢化が課題であることがわかります。

【参考データ】◆後継者の有無別の事業承継の準備状況  
 「中小企業白書」(2013年版)内 中小企業庁委託  
 「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、株野村総合研究所)



「中小企業白書」(2013年版)において、事業承継問題の解決のために事業売却を利用することに関心があるか否かのアンケート結果も公表されており、結果は以下のとおりとなっております。

【参考データ】◆後継者の有無別の事業売却への関心  
 「中小企業白書」(2013年版)内 中小企業庁委託  
 「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、株野村総合研究所)



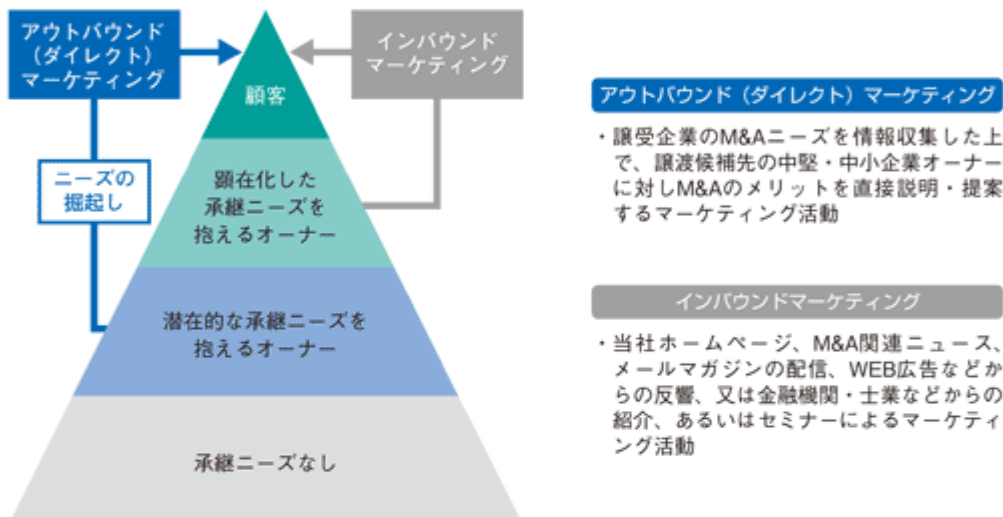
(注) 当社が事業環境の説明を行う上で、参考となると考える情報を掲載しております。掲載データについては、調査方法や調査時期により結果が異なる可能性があります。

### 3. 当社の取り組み

社長の高齢化という背景を受け、アウトバウンド（ダイレクト）マーケティングによるマーケティング活動、及びWEB・セミナー・協業先からの紹介などのインバウンド・マーケティングによるマーケティング活動によりM&Aニーズの開拓及び案件化を図っております。

当社では、「関心がない」というオーナーの中にも、潜在的ニーズを持たれている方も多いと認識しており、M&Aを活用した問題解決の提案をアウトバウンド（ダイレクト）マーケティングにより行っております。又「関心がある」というニーズを抱えるオーナーに向けてはインバウンドマーケティングを通じて当社を認知して頂く機会創出に取り組んでおります。

#### ●「中堅・中小企業のM&Aニーズに対する当社の営業アプローチ」



#### アウトバウンド（ダイレクト）マーケティング

##### ●直接提案型営業

中堅・中小企業において後継者不足が深刻化してきている背景を受け、当社ではM&Aという手法・メリットを直接説明・提案する活動を強化し、アウトバウンド（ダイレクト）マーケティングを中心に潜在的なニーズの掘起こしなどを行い案件化を図っております。当社の業容拡大に向けては中途採用者の即戦力化と提供するサービス品質の平準化を主な目的として、社内ナレッジの体系化やベストプラクティスの共有強化に積極的に取り組んでいるとともに、従業員に対して業績評価型のインセンティブ制度や人事考課制度の導入、又はストック・オプション制度の導入などを行い、優秀な人材の確保及び教育強化を図っております。

#### インバウンドマーケティング

##### ●WEBの強化

当社ホームページの強化やWEB広告、M&A関連ニュース及びメールマガジンの定期配信による案件情報、業界情報の提供を通じたインバウンドマーケティングを行っており、当社の認知度の向上、あるいはWEBからの反響による案件化を図っております。

##### ●セミナー定期開催

当社は継続的にセミナー開催を通じたインバウンドマーケティングを行っております。直近では、数百名規模のセミナーを年に数回開催しており、事業承継におけるM&A活用の啓蒙活動を広く行うことで案件化を図っております。

## 4. 当社の実績

設立以来、当社が手掛けたM&A成約実績は81件（平成25年6月30日現在）となりました。  
当社で成立させたM&Aの事例については以下のとおりとなっております。

### 当社の成約事例

#### ●業務用食品・飲料卸会社の総合金融大手会社への株式譲渡

	譲渡会社	譲受会社	株式譲渡
事業内容	業務用食品・飲料卸	総合金融 (東証一部)	
所在地	関東	関東	
スケジュール	2010.10 アドバイザリー契約締結 2012.02 株式譲渡成立		

譲渡会社は創業60年以上、グループ年商200億円以上、6000店舗以上の料飲店を顧客にもつ大手業務用食品・飲料卸。譲受会社は、当業界への進出を志向していた。本資本提携により、業界再編を進め、業容拡大を目指す。現社長及び経営陣はそのまま経営を続ける。

#### ●ソフトウェア開発会社のソフトウェア開発会社への株式譲渡

	譲渡会社	譲受会社	株式譲渡 (100%)
事業内容	ソフトウェア開発	ソフトウェア開発	
所在地	東京	東京	
スケジュール	2011.09 アドバイザリー契約締結 2012.04 株式譲渡成立		

譲渡会社は30年以上に渡り大手電機メーカーからの信頼を得る事で、取引を継続してきた優良企業であったが、借入に依存する経営を行ってきたこともあり、事業承継が進んでいなかった。譲受会社は、事業基盤のしっかりした同業会社のグループ化を模索しており、双方の柔軟かつ迅速な対応により、成約へと至った。

#### ●アパレル製造・卸会社のIT関連サービス会社への株式譲渡

	譲渡会社	譲受会社	株式譲渡 (100%)
事業内容	アパレル製造・卸	IT関連サービス (JASDAQ)	
所在地	関東	関東	
スケジュール	2011.01 アドバイザリー契約締結 2012.08 株式譲渡成立		

譲渡会社は、強固な顧客基盤と高い商品企画力が強みであり、優良な利益体質の企業であった。一方で、昨今のアパレル業界の動向の変化に鑑み、持続的な成長発展を実現する為には、自社の機能を補完しうる企業とのM&Aが最善の選択肢であると考えた。1年半にも及ぶ長交渉の結果、EC通販・IT分野において強固な経営基盤を持つ上場企業とのM&Aが成立した。

#### ●調剤薬局会社の調剤薬局会社への株式譲渡

	譲渡会社	譲受会社	株式譲渡 (100%)
事業内容	調剤薬局	調剤薬局	
所在地	関東	関東	
スケジュール	2013.03 アドバイザリー契約締結 2013.06 事業譲渡成立		

譲渡会社は創業約30年、堅実な経営により、安定した業績を上げている地域密着型の優良企業であった。ご息女への承継を第一に検討していたが、継ぐ意志がないことが分かり、M&Aを検討するようになる。将来の発展・安定を願い、譲渡を決断。両者の真摯な対応により信頼関係が構築され、成約に至った。



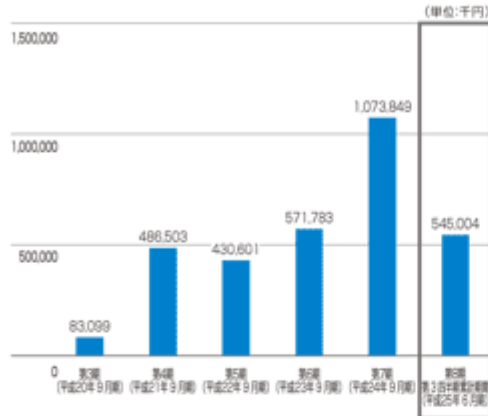
## 5. 業績等の推移

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第3四半期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年6月
売上高	(千円)	83,099	486,503	430,601	571,783	1,073,849	545,004
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△68,631	279,569	194,031	262,366	577,528	236,578
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△)	(千円)	△68,811	190,330	99,122	149,135	301,522	135,552
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	49,250	49,250	49,250	49,250	49,250	49,250
発行済株式総数	(株)	995	995	995	995	995	1,990,000
純資産額	(千円)	14,024	204,355	303,478	452,613	754,135	889,687
総資産額	(千円)	44,633	425,421	503,283	724,104	1,300,800	1,139,935
1株当たり純資産額	(円)	14,095.25	205,382.39	305,003.15	227.44	378.96	447.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△)	(円)	△69,156.95	191,287.14	99,620.76	74.94	151.52	68.12
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	31.4	48.0	60.3	62.5	58.0	78.05
自己資本利益率	(%)	—	174.3	39.0	39.5	50.0	11.52
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	154,664	539,784	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△1,477	△623	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	65,920	△14,916	—
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	699,342	1,223,587	—
従業員数	(名)	11	12	12	17	16	21

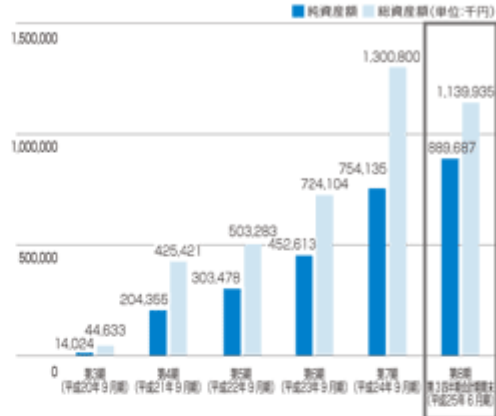
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。  
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。  
5. 当社は平成25年5月15日付で株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は、1,990,000株となっております。  
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額について新株予約権の残高はありますが、第3期において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、又、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第4期、第5期、第6期、第7期及び第8期第3四半期において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。  
7. 第3期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。  
8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。  
9. 当社は第6期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第3期から第5期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。  
10. 第3期の経営成績の主な変動要因は以下のとおりです。  
第3期 営業活動の拡大を図ったものの、従業員に対する教育等の先行投資や、経験の浅い人員が増加したことなどによる成約率の低下などが響き、経常損失及び当期純損失となっております。  
11. 第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期については、監査を受けておりません。尚、第8期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人より四半期レビューを受けております。  
12. 当社は、第7期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成25年5月15日付で株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。第6期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。  
13. 当社は、平成25年5月15日付で株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。尚、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第3四半期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年6月
1株当たり純資産額	(円)	7.05	102.69	152.50	227.44	378.96	447.08
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり当 期純損失金額(△)	(円)	△34.58	95.64	49.81	74.94	151.52	68.12
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

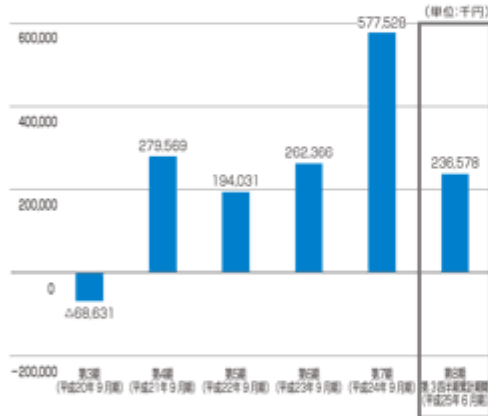
●売上高



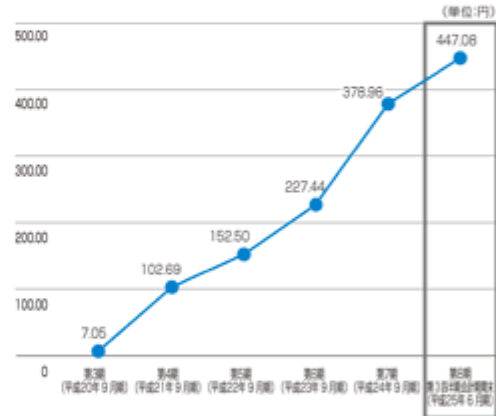
●純資産額／総資産額



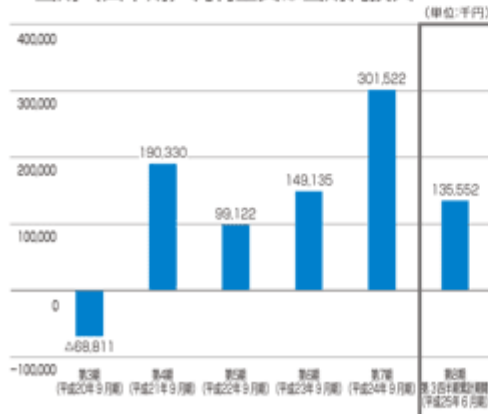
●経常利益又は経常損失



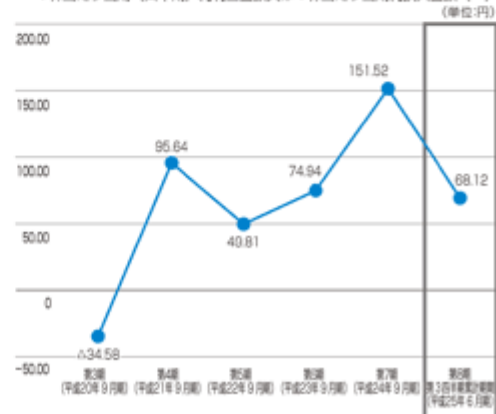
●1株当たり純資産額



●当期（四半期）純利益又は当期純損失



●1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）



(注) 当社は、平成25年5月15日付で株式1株につき、2,000株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額（△）」の各グラフでは、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
売上高 (千円)	83,099	486,503	430,601	571,783	1,073,849
経常利益又は経常損失 (千円)	68,631	279,569	194,031	262,366	577,528
当期純利益又は当期純損失 (千円)	68,811	190,330	99,122	149,135	301,522
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	49,250	49,250	49,250	49,250	49,250
発行済株式総数 (株)	995	995	995	995	995
純資産額 (千円)	14,024	204,355	303,478	452,613	754,135
総資産額 (千円)	44,633	425,421	503,283	724,104	1,300,800
1株当たり純資産額 (円)	14,095.25	205,382.39	305,003.15	227.44	378.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	69,156.95	191,287.14	99,620.76	74.94	151.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	31.4	48.0	60.3	62.5	58.0
自己資本利益率 (%)		174.3	39.0	39.5	50.0
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)				154,664	539,784
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)				1,477	623
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)				65,920	14,916
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)				699,342	1,223,587
従業員数 (名)	11	12	12	17	16

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 当社は平成25年5月15日付で株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は、1,990,000株となっております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について新株予約権の残高はありますが、第3期において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、又、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第4期、第5期、第6期及び第7期において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 第3期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
9. 当社は第6期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第3期から第5期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 第3期の経営成績の主な変動要因は以下のとおりです。  
第3期 営業活動の拡大を図ったものの、従業員に対する教育等の先行投資や、経験の浅い人員が増加したことなどによる成約率の低下などが響き、経常損失及び当期純損失となっております。
11. 第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期については、監査を受けておりません。
12. 当社は、第7期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成25年5月15日付で株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。第6期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
13. 当社は、平成25年5月15日付で株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。尚、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
1株当たり純資産額 (円)	7.05	102.69	152.50	227.44	378.96
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	34.58	95.64	49.81	74.94	151.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )

## 2 【沿革】

年月	事項
平成17年10月	東京都新宿区西新宿三丁目において、M & A 仲介業務を事業目的とした、M & A キャピタルパートナーズ株式会社を設立（資本金3,000千円）
平成18年1月	第1号案件として健康食品通信販売会社のM & A を成約
平成18年3月	本社を東京都新宿区西新宿一丁目に移転
平成19年2月	本社を東京都千代田区麹町三丁目に移転
平成20年12月	M & A セミナー開催によるマーケティング活動を開始
平成23年9月	第50号案件として業務用食品卸会社のM & A を成約

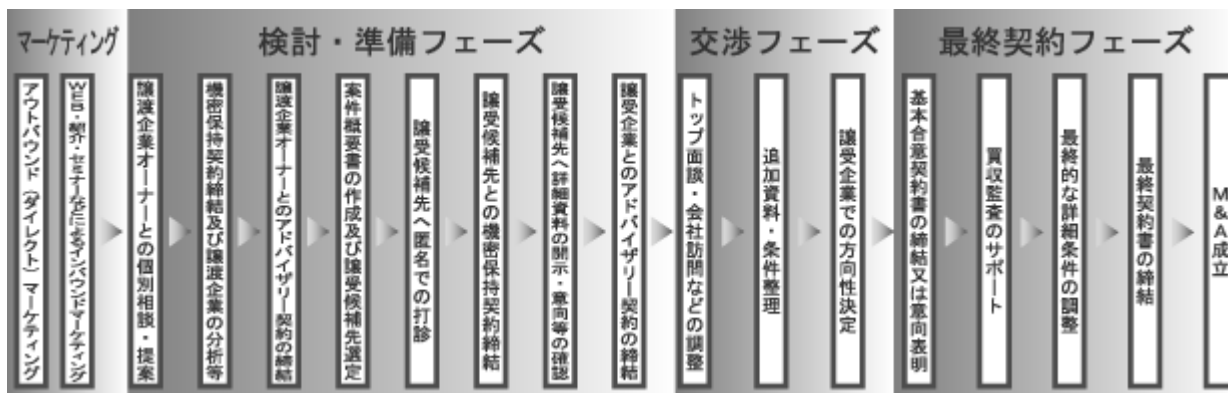
## 3 【事業の内容】

近年、少子高齢化による団塊の世代を中心としたオーナーの高齢化に伴い、潜在的なもも含め事業承継ニーズはますます高まっている状況にあります。特に中堅・中小企業においては、後継者不足が深刻化してきており、親族に後継ぎがない、既存の役職員では資本の承継を行う資力がないといった問題を抱えている企業が多く、又、優良企業であればあるほど、相続時の株式評価額が高くなり、納税資金の問題などから、経営に直接関わっていない親族への株式分散が発生するなど事業承継を検討するにあたって様々なハードルがあるのが現状であると認識しております。

譲受企業においても、長引く不況の影響から国内需要の縮小や業界内での価格競争など、競争激化の背景を受け、スケールメリットの確保や周辺分野又は新規事業への進出といった業容拡大を目的とした譲受意欲は堅調であると認識しております。

そのなかで当社は設立以来、M & A（企業の買収・合併・資本提携など）の仲介事業を主たる業務としており、これら事業の引継ぎに悩みを抱え、又は清算を考えているオーナーに対し、M & A による問題解決を提案し、実現していくまでをサポートすることを主たるサービスとしております。当社は譲渡企業のオーナーと譲受企業の間立ち、アドバイザー業務を提供しており、その対価として、それぞれより着手金又は中間報酬及び成功報酬を受領しております。

（提供するM & A 業務のフロー）



#### (1) マーケティング

社長の高齢化という背景を受け、譲渡候補先の中堅・中小企業オーナーに対しM & Aのメリットを直接説明・提案するなどのアウトバウンド（ダイレクト）マーケティングによるマーケティング活動、及びWEB・セミナー・協業先からの紹介などのインバウンド・マーケティングによるマーケティング活動によりM & Aニーズの開拓及び案件化を図っております。

当社では、「関心がない」というオーナーの中にも、潜在的ニーズを持たれている方も多いと認識しており、M & Aを活用した問題解決の提案をアウトバウンド（ダイレクト）マーケティングにより行っております。又、「関心がある」というニーズを抱えるオーナーに向けてはインバウンドマーケティングを通じて当社を認知して頂く機会創出に取り組んでおります。

#### (2) 検討・準備フェーズ

主にマーケティングにより得た情報を元に譲渡企業のオーナーとの面談を行い、話を進める場合には機密保持契約を締結します。譲渡企業に関する資料をお預かりし、企業状態の簡易な把握を行うとともに、オーナーの希望条件に基づくM & A実現の可能性及び当社が提供するサービスなどを総合的に検討して頂き、当社においても受託の審査を実施した後にオーナーとの間で「アドバイザー契約」を締結し、本格的な業務に着手します。

受託し案件化された企業の経営情報から詳細開示を行うための資料である案件概要書を作成の上、譲受候補先の選定を行い、匿名での打診から開始していきます。

#### (3) 交渉フェーズ

打診を行った譲受企業が関心を示した場合には、譲受企業との間で機密保持契約を締結し、案件概要書等の詳細資料の開示を行います。その後、譲受企業が本格的な検討を希望した場合には、当社との間で「アドバイザー契約」を締結して頂いた上で、譲渡企業のオーナーなどとのトップ面談（経営者や意思決定に権限を有する者同士の面談）を設定し、希望がある場合には会社訪問や現地調査、質問事項の遣り取りや、希望条件の調整などを取り纏めて行き、当事者間での「基本合意契約の締結」に向けた調整を行っていきます。

#### (4) 最終契約フェーズ

通常は譲渡企業オーナー及び譲受企業間において「基本合意契約」が締結された場合、「着手金」又は「中間報酬」（M & A仲介業務の一部金として受領するため、会計処理上は「前受金」として処理しております。）として、双方から成功報酬の10%を受領致します。

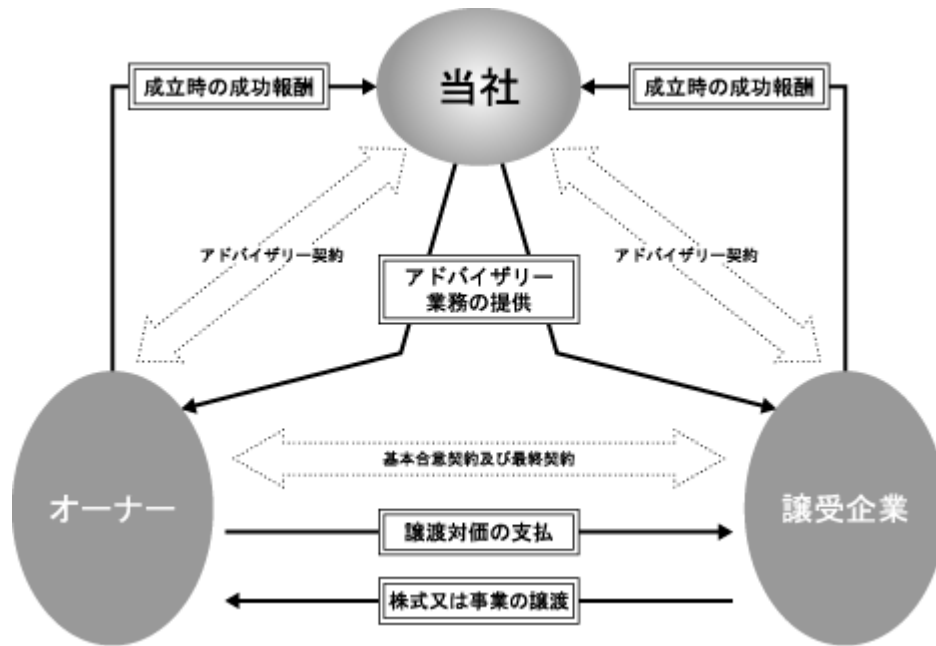
基本合意契約が締結されると合意内容に基づき、譲受企業側からの買収監査（デューデリジェンス）が実施されることとなりますので、当社はこれら買収監査が円滑に進むようサポートしていきます。

買収監査の結果に基づき、最終的な交渉段階に入っていきますが、譲渡金額の確定や取引先又は従業員の引継ぎなど、円滑且つ円満な交渉が行われるよう助言していきます。

条件交渉が行われ確定した時点で「最終契約」の締結及び譲渡決済の段取りを行い、譲渡代金の決済と株式等の移転がなされた時点で当社が行う一連の役務提供は全て終了することとなります。これら業務の完了にともない双方から「アドバイザー契約」に基づき最終的な成功報酬（受領済みの「着手金」又は「中間報酬」を除いた残金）を受領致します。

## 〔事業系統図〕

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



## 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成25年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
21	30.1	2.93	10,230

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	18
管理部門	3
合計	21

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であります。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。  
 4. 最近日までの1年間において従業員数が5名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第7期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度における我が国経済は、前年に発生した東日本大震災からの復興需要等により緩やかな回復の兆候が見られていたものの、欧州で発生した政府債務問題による金融不安を背景とした円高・株安等により、総じて厳しい経済環境が続いておりました。又、社会保障問題や消費税増税法案成立を受け、将来の個人消費の低下が懸念され、依然先行きは不安な状況が続いておりました。

このような環境下におきまして、当社は継続的な成長と安定した収益の拡大を目指し事業活動を行い、当事業年度においては、過去最高となる業績を収めることができました。

当業界におきましては、事業承継問題に関連するM & A需要は変わらず堅調に推移しており、団塊の世代を中心とした経営者層も65歳に差し掛かり、今後数年に亘ってピークを迎えて行くものと当社は考えております。

そこで当社と致しましては以下のような施策を行って参りました。

#### 潜在的なニーズの掘り起こし

アウトバウンド（ダイレクト）マーケティング、或いは紹介やセミナー開催などのインバウンドマーケティングによる活動の強化・効率化を図り、潜在的な事業承継ニーズを顕在化させることにより案件化を行って参りました。その結果、当事業年度では18件（前年同期比5件増加）のM & Aを成立させることができました。

#### 会社のブランディング

設立以来、当社で手掛けたM & A成約実績も68件（平成24年9月30日現在）となりました。又、WEB上で「M & A」と検索した場合に、当社のホームページが上位に表示されるよう検索エンジン最適化対策を行い、或いは、WEB広告による認知度の向上、その他媒体を利用したターゲット広告などのマーケティング活動を強化して参りました。これらにより、当事業年度では取扱う案件規模の大型化や手数料金額の増大に繋がりました。

#### 提案スキームの特化

当社は主に中堅・中小企業の経営権委譲を目的とした株式譲渡又は事業譲渡によるM & Aスキームの提案・助言を行うことに特化することで、これまでの経験・ノウハウを集約化して参りました。当事業年度においては営業企画部を中心として、中途採用者の即戦力化と提供するサービス品質の平準化を主な目的として、社内ナレッジの体系化やベストプラクティスの共有強化を積極的に行って参りました。

#### 特定業界での実績

当事業年度では、調剤薬局業界におけるM & Aにおいて一層の業界深耕を行うことができました。譲受企業側のM & Aによる業容拡大ニーズが旺盛である同業界に対して、譲渡候補先企業のニーズ発掘を行うことで10件（前年同期比4件増加）のM & Aを成立させることができました。これは業界に対する知見が深まり、又、実績を積み重ねることによって業界内での信用が増したことによる相乗効果があったと分析しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,073,849千円（前事業年度比87.8%増）となり、営業利益579,053千円（前事業年度比119.5%増）、経常利益577,528千円（前事業年度比120.1%増）、当期純利益301,522千円（前事業年度比102.2%増）となりました。

これは計画的に採用活動を強化しており、その成果及びその後の教育が順調に進み、当社が提供するサービス品質が向上している結果が発現したものと考えております。当社は労働集約型のビジネスモデルであることから、引続き人材の採用及び教育に積極的に取り組んでいくとともに更なる成長を求め、積極的なマーケティング活動を展開して参ります。

尚、M & A 成約案件の規模別あるいは業種別分類は以下のとおりとなっております。当事業年度においては1案件当たりの手数料総額が1億円以上の案件を獲得したことにより、売上高の増加に大きく貢献しました。又、業種別においては小売業における成約案件数が増加したことにより、全体件数の増加に繋がりました。

分類の名称			当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	前年同期比
M & A 成約案件数		(件)	18	+5
手数料金額別	うち1案件当たり の手数料総額が1億円 以上の案件数	(件)	2	+2
	うち1案件当たり の手数料総額が1億円 未満の案件数	(件)	16	+3
業種別	うち当社において 「小売業」に分類し ている案件数	(件)	12	+6
	うち当社において 「卸売業」に分類し ている案件数	(件)	3	+1
	うち当社において 「その他」に分類し ている案件数	(件)	3	2

第8期第3四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新政権への期待感や円安傾向を背景に輸出関連企業を中心とした業績改善による株価上昇が見られるなど、景気回復の兆しが見えはじめておりました。しかしながら、本格的な消費回復については、消費税増税などによる先行きの不安感から、依然、本格的な景気回復の見通しについては不透明な状況となっております。

このような環境下におきまして、当社は更なる成長と業容拡大を目指し、インバウンドマーケティングによる活動の強化を中心に行って参りました。特にセミナーによる活動においては平成24年11月及び平成25年3月の2回で延べ400名余りの方々に足を運んで頂き、成功裏に終わらせることができました。又、前事業年度末に策定した人員計画に基づき、M & A アドバイザーの中途採用も積極的に行ったことで、前事業年度末に比べ5名増加させることになりました。これらの活動のもと当第3四半期累計期間において13件のM & A 成約を行うことができました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は545,004千円となり、営業利益237,332千円、経常利益236,578千円、四半期純利益135,552千円となりました。

尚、M & A 成約案件の規模別あるいは業種別分類は以下のとおりとなっております。

分類の名称			当第3四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日)	前年同期比
M & A 成約案件数		(件)	13	± 0
手数料金額別	うち1案件当たりの 手数料総額が1億円 以上の案件数	(件)		1
	うち1案件当たりの 手数料総額が1億円 未満の案件数	(件)	13	+ 1
業種別	うち当社において 「小売業」に分類し ている案件数	(件)	11	+ 3
	うち当社において 「卸売業」に分類し ている案件数	(件)		3
	うち当社において 「その他」に分類し ている案件数	(件)	2	± 0

## (2) キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度末における、現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、1,223,587千円となり、前事業年度末比524,244千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は539,784千円（前事業年度は154,664千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純利益による収入577,528千円及び前事業年度に比べて多くの期末決算賞与が発生したことによる未払金の増加額109,733千円に対し、法人税等の支払額122,230千円などが発生したものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は623千円（前事業年度は1,477千円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出が発生したものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は14,916千円（前事業年度は65,920千円の収入）、これは長期借入金の返済による支出額14,916千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## (2) 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## (3) 販売実績

第7期事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	第7期事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	前年同期比(%)
M & A 仲介事業 (千円)	1,073,849	+87.8
合計(千円)	1,073,849	+87.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、M & A 仲介事業及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメントに関わる記載は省略しております。

3. 第7期事業年度における手数料金額別又は業種別のM & A 成約案件数の実績及び増減数は次のとおりであります。

分類の名称		第7期事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	前年同期比
M & A 成約案件数		(件) 18	+5
手数料金額別	うち1案件当たりの 手数料総額が1億円 以上の案件数	(件) 2	+2
	うち1案件当たりの 手数料総額が1億円 未満の案件数	(件) 16	+3
業種別	うち当社において 「小売業」に分類し ている案件数	(件) 12	+6
	うち当社において 「卸売業」に分類し ている案件数	(件) 3	+1
	うち当社において 「その他」に分類し ている案件数	(件) 3	2

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 市場と経営戦略

当社が抱える今後の課題については、現状において会社の規模に見合った効率的な経営を行う必要があることから、資本の「選択と集中」を行うため、中堅・中小企業の事業承継ニーズをメインターゲットとした市場或いは提供するアドバイザーサービスの業務領域を一部に特化した集中戦略を展開しております。しかしながら、市場に対するリスク分散の観点からは脆弱であり、事業リスクを低減するための10年後或いは20年後の長期経営戦略の策定が重要であると認識しております。

しかしながら、当社がターゲットとしている後継者不在などによる事業承継ニーズを持った中堅・中小企業のM & A市場においては、需要（潜在的ニーズを含む）が供給を上回る状況は続くものと予想しております。

背景としましては、株式会社帝国データバンクが、自社で保有する企業情報から分析・公表している「全国社長分析」によると、1年間における社長交代率は1990年以降、減少傾向にあるため、社長の平均年齢も2012年において58.7歳（1990年は54.0歳）となり上昇を続けていること、更に同社がオーナー企業を対象にしたアンケート結果で、社長が65歳以上の、48.7%に上るオーナー企業で「後継者がいない」と回答したことなどによります。

又、同様の調査は中小企業庁でも行われており、「中小企業白書」（2013年版）に記載のある、社長の年齢が50歳以上の企業を対象としたアンケート結果によると、「後継者候補がいない企業」のうち事業承継の準備を「あまりしていない」「全くしていない」と答えた割合は66.4%に上っています。更に事業の売却について「大いに興味あり」「興味あり」と答えた人は29.7%となっています。

以上のようなことから引き続き、マーケティング活動を通じて、潜在的なニーズの掘起しなどを行いマーケットシェアの拡大を図っていく所存であります。

又、中長期的にはこれらの市場をターゲットとして、M & A 仲介業務サービスの品質向上、或いは、派生する金融サービス分野への進出等も模索し、競業他社との差別化戦略に積極的に取組んで参ります。

#### (2) 優秀な人材確保・教育と組織体制の強化

当社は小規模な組織であることから、コアメンバーの想定外の大量退職や教育の遅れなどの属人的な要因が、安定的な業績確保の大きな障害となる可能性があることを認識しております。「クライアントへの最大貢献と全従業員の幸せを求める」との企業理念に基づき、これまでに、従業員に対して業績評価型のインセンティブ制度や人事考課制度の導入、又はストック・オプション制度の導入などを行い、或いは、顧客ニーズ等の社内データベース化により、安易に模倣できないような社内ナレッジを構築し、従業員に向けたブランディングを行うなど、会社としての従業員定着のための施策を行って参りました。それに加え、教育についても属人的なOJTから脱却し、組織的な教育プログラムの策定を行っており、中途採用者の即戦力化を図ってきた結果が業績にも反映されております。

今後は、会社にとって中期経営基本方針と並ぶ重要な戦略となる人員計画について、市場ニーズと組織力の向上及び従業員の成長とのバランスを考慮しながら、中期経営基本方針に沿った部署の新設を含む効果的な組織作りを取組んで参ります。

#### 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び対策に努めて参ります。又、当社として必ずしも事業上のリスクとして考えていない事項についても、投資者の投資判断、或いは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載をしております。

尚、文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成25年10月17日）現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 競合に関する事項

当社が行うM & A 仲介事業において許認可等の制限はなく、基本的に参入障壁は高くはないものと思われま。中小企業を中心とした事業承継マーケットにおいては、戦略コンサルなどの小規模事業者が多数存在しておりますが、当社が積上げてきた豊富な経験、実績及び社内ノウハウや教育システムは容易に模倣できるものではないと認識しております。しかしながら、更なる競合他社の参入や、競合他社のサービス品質の向上等により、競争環境が激化した場合等においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 免許、許可にかかる事項

当社が行うM & A 仲介事業については、一部で事業譲渡に関連する詐害行為や未上場株式の譲渡に絡んだ詐欺的行為などが問題となっております。現在のところM & A 仲介事業において、許認可等の制限を受けることはありませんが、今後、業界に対する規制等（国や地方公共団体による許認可制や登録制など）が新たに導入された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 法改正にかかる事項

当社が行うM & A 仲介事業については、会社法や各種税法といった法律の影響を受けやすい業界構造となっております。今後、税制改正など国の施策により事業承継の解決法としてM & A を利用するメリットが希薄化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) M & A 仲介事業のみに依存していることについて

当社は、国内中堅・中小企業を中心としたM & A の仲介事業に特化し、同業務の役務提供を行っております。今後、オーナーの高齢化や中小企業における経営環境の目まぐるしい変化に伴う事業承継ニーズはますます高まるものと考えております。

しかしながら、M & A に関連する著しい経済環境の変化や社会問題化するほどの大きな事件・事故・災害等によるニーズの低迷、その他M & A 仲介事業に甚大な影響を及ぼす事象が発生した場合においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 特定業種（調剤薬局業界）に依存していることについて

当社は、国内中堅・中小企業を中心としたM & A 仲介業務を行っておりますが、調剤薬局業界でのM & A 成約による売上高は、直近期において全体の半数近くを占めており、業界における許認可制度の改定や、医療・福祉業界等関連する業界の影響を受け、今後、調剤薬局業界のM & A ニーズが衰退するような事態が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)自然災害、テロ等にかかる事項

当社は支店を持たないことから、主に本店のある首都圏を営業の活動拠点としておりますが、首都圏を中心とした自然災害、テロ等が発生した場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7)訴訟等の可能性について

当社はコンプライアンス体制の構築に努めており、将来問題となる懸念のあるものについては、顧問弁護士と連携し、訴訟リスクに対しては細心の注意を払って業務を遂行しておりますが、何らかの要因により訴訟を提起される可能性があります。過去においてもこれらの事象は発生しておりませんが、訴訟等の内容及び結果によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8)小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（全員社外監査役）、従業員22名と組織規模が小さく、社内管理体制も当該組織規模に応じて最適化しております。当社においては、今後とも人材の採用及び育成に努め、管理体制の強化を図る所存であります。急激な事業拡大が生じた場合等、十分な人的・組織的対応が取れない可能性があります。このような事態が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)人材の確保・育成・流失について

当社の業績は、M & A アドバイザーである役職員の人員数及びそのサービス品質に依存しており、積極的な採用活動により人材の確保、又は入社後の教育強化を重点的に取組んでおりますが、小規模組織であることから役職員の人材流失などによる業績の影響を受けやすい体制となっております。そのため株式上場による会社のブランド力の強化、容易に模倣できない社内システムの構築などを通じて組織力の向上を図っております。しかしながら、人材確保が計画通りに進まなかった場合や、計画外の過度な人材の流失があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)内部管理体制について

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、法令等の遵守及び企業倫理に沿った法令遵守に関わる規程等を制定するとともに、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生する可能性は皆無ではないため、これらの事態が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11)個人情報等の管理について

当社は、自社に個人情報を含むデータベースを所有していることから、個人情報取扱事業者に該当しておりますが、これらの社内管理については規程を定め、個人情報取扱責任者を配置し、ウィルス対策や外部からの進入を防ぐための対策及び情報へのアクセス制限などのインフラ構築を行うとともに従業員に対する啓蒙活動も適宜行っております。しかしながら、不測の事態等によって、個人情報が社外に流出した場合に、損害賠償等や当社への信頼の失墜により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12)情報セキュリティに関する管理について

当社は、業務の性質上、法人の機密情報或いは秘匿性の高い情報を扱うことが多く、クライアントとの間で機密保持契約を締結しており、守秘義務を負っております。そのため、役職員に対し様々な対策や研修により当該義務の周知徹底を図っておりますが、不測の事態等によって、これらの情報が社外に流出した場合に、損害賠償等や当社への信頼の失墜により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (13) ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員の会社業績に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。具体的には平成20年6月より計7回の付与を行っております。ストック・オプションについては個別の契約において株式上場後最低2年間は行使できない条件となっておりますが、これらが行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。当社株式の株式上場後の株価次第では、短期的な需給バランスが変動し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

尚、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は272,000株であり、発行済株式総数1,990,000株の13.7%に相当します。

## (14) 業績の推移について

当社の業績推移は、以下のとおりであります。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
M & A 成約案件数 (件)	2	14	9	13	18
(うち1案件当たりの手数料総額が1億円以上の案件数) (件)	(0)	(0)	(1)	(0)	(2)
売上高 (千円)	83,099	486,503	430,601	571,783	1,073,849
営業利益又は営業損失 (千円)	68,018	279,893	194,305	263,768	579,053
経常利益又は経常損失 (千円)	68,631	279,569	194,031	262,366	577,528
当期純利益又は当期純損失 (千円)	68,811	190,330	99,122	149,135	301,522

(注) 第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期については、監査を受けておりません。

各事業年度の経営成績の主な変動要因は以下のとおりです。

- 第3期 営業活動の拡大を図ったものの、従業員に対する教育等の先行投資や、経験の浅い人員が増加したことによる成約率の低下などが響き、経常損失及び当期純損失を計上しております。
- 第4期 前事業年度より取組んでいた従業員に対する教育等の成果が上がってきたこと、及び組織的な営業活動体制の構築に取組んだことにより業績が拡大しております。
- 第5期 管理部門強化に伴う管理コストの増加等により固定費が増加したこと、及び前事業年度末において案件の成約が集中し、案件開拓が予定どおり推進できなかったことにより上期の収益が伸び悩んだことから営業利益、経常利益及び当期純利益が減少しております。
- 第6期 案件開拓を中心とした業務オペレーションの改善を行い安定的な収益の確保及び業容の拡大を目指して取り組んだ結果、売上高が増加しております。
- 第7期 人材の教育及び業務オペレーションの改善による安定的な収益の獲得への施策が功を奏したこと、及び実績が積み上げられたことに起因する信用力の向上から、案件規模の上昇や調剤薬局業界における業界深耕が進んだことで、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益が増加しております。



当社のビジネスモデル上、一案件の成約が業績に与える影響が大きいことから業容拡大に向けた人的資源への先行投資を継続していき、安定的な業績を維持できる規模の組織体制作りを行って参ります。

しかしながら、今後、安定的な業績を維持できる規模の組織体制作りが、計画通り進捗しなかった場合には、過年度における財務経営指標は、将来の業績を予測する材料としては不十分となる場合があります。

#### (15)業績の変動について

当社の事業は特定の会社に依存するビジネスモデルではありませんが、クライアントを含め複数の利害関係者が関与することから、案件によっては、当初の成約予定時期に遅延等が生じる場合があります。又、規模の大きい案件を取り扱う場合は、その成約の成否によって当社の利益計画に大幅な乖離が生じる場合があります。

その結果、四半期又は事業年度毎の一定期間で区切ってみた場合に、期間毎の業績が大きく変動する可能性があります。

#### (16)代表取締役社長への依存について

当社の創業者である代表取締役社長中村悟は、経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。

このため、事業拡大に伴い、取締役及び部長が参加する経営会議等を通じて、情報・ノウハウの積極的な共有及び組織的な営業体制の強化を行い、過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により不測の事態が生じた場合、又は退任するような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (17)配当政策について

当社は現在、成長段階であると認識しており、設立以来、当期純利益を計上した場合であっても、事業成長及び財政基盤の強化が重要であると考え、配当を実施しておりません。株主への利益還元につきましては重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益配当及び剰余金配当を検討する所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

#### (18)資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による調達資金の使途は、人材採用及び教育費用やマーケティング活動の強化を主な目的として充当する方針であります。当社の市場環境のもとでは、今後の採用計画を推進し、アドバイザーの人員数を増加させることが業績に直結すると考えており、未経験者を採用した場合に、安定した収益獲得までに時間を要することから、当該期間に係る先行投資費用を予定しております。又、当社では新規上場による知名度、ブランド力の向上を契機に、インバウンドマーケティング活動の更なる強化を図る目的で、マーケティング費用にも充当する予定であります。しかしながら、当社の事業環境の変化に応じて、現在計画している資金使途を変更する可能性があります。又、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定どおりの期待効果が得られない可能性もあります。

### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、当社経営陣により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

### (2)財政状態に関する分析

第7期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

#### （流動資産）

当事業年度末における流動資産は1,290,996千円となり、前事業年度末に比べ577,534千円の増加となりました。これは、主として税引前当期純利益577,528千円を計上したことにより現金及び預金が524,244千円増加したものであります。

#### （固定資産）

当事業年度末における固定資産は、9,804千円となり、前事業年度末に比べ837千円の減少となりました。これは、主として資産除去債務に関する会計基準等の適用により不動産賃貸借契約に係る原状回復費用のうち当期の負担に属する分を直接控除した結果、敷金及び保証金が445千円減少したこと及び減価償却の進捗に伴い減価償却累計額が336千円増加したことによるものであります。

#### （流動負債）

当事業年度末における流動負債は、502,629千円となり、前事業年度末に比べ291,446千円の増加となりました。これは、主として役職員に対する決算賞与額が、前期に比べ膨らんだことにより未払金が109,733千円増加したこと及び前事業年度に比べ収益が増加したことにより未払法人税等が168,315千円増加したことによるものであります。

#### （固定負債）

当事業年度末における固定負債は、44,036千円となり、前事業年度末に比べ16,272千円の減少となりました。これは、長期借入金の返済により16,272千円減少したことによるものであります。

#### （純資産）

当事業年度末における純資産は、754,135千円となり、前事業年度末に比べ301,522千円の増加となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が301,522千円増加したことによるものであります。

第8期第3四半期累計期間（平成24年10月1日 至 平成25年6月30日）

#### （資産の部）

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、1,129,762千円となり、前事業年度末に比べ161,233千円減少しました。これは主に、前事業年度末に計上された未払金、未払法人税等及び未払消費税等の支払い等を行ったことにより、現金及び預金が270,058千円減少したことによるものであります。又、固定資産の残高は、10,173千円となり、前事業年度末に比べ368千円増加しました。これは主に、備品の取得により工具、器具及び備品が779千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は、前事業年度末に比べ160,864千円減少し、1,139,935千円となりました。

## （負債の部）

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、217,376千円となり、前事業年度末に比べ285,252千円減少しました。これは主に、前事業年度末に係る役職員に対する期末賞与の支払い及び税金の納付を行ったことにより未払金160,897千円、未払法人税等165,391千円、及び未払消費税等33,484千円がそれぞれ減少したことによるものであります。又、固定負債の残高は、32,872千円となり、前事業年度末に比べ11,164千円減少しました。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ296,416千円減少し、250,248千円となりました。

## （純資産の部）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、889,687千円となり、前事業年度末に比べ135,552千円増加しました。これは四半期純利益135,552千円によるものであります。

## (3)経営成績に関する分析

第7期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度の当社の経営成績は以下のとおりとなり、前事業年度実績を上回る業績となりました。

区 分	前事業年度 (平成23年9月期)	当事業年度 (平成24年9月期)	前年同期比
売上高 (千円)	571,783	1,073,849	+ 502,066
営業利益 (千円)	263,768	579,053	+ 315,284
経常利益 (千円)	262,366	577,528	+ 315,161
当期純利益 (千円)	149,135	301,522	+ 152,387

分類の名称	前事業年度 (平成23年9月期)	当事業年度 (平成24年9月期)	前年同期比	
M & A 成約案件数 (件)	13	18	+ 5	
手数料金額別	うち1案件当たりの 手数料総額が1 億円以上の案件数 (件)	0	2	+ 2
	うち1案件当たりの 手数料総額が1 億円未満の案件数 (件)	13	16	+ 3
業種別	うち当社において 「小売業」に分類 している案件数 (件)	6	12	+ 6
	うち当社において 「卸売業」に分類 している案件数 (件)	2	3	+ 1
	うち当社において 「その他」に分類 している案件数 (件)	5	3	2

売上高の増加要因については、1案件当たりの手数料総額が1億円以上の案件を獲得し、売上高の総額を押し上げたこと、及び小売業界におけるM & A成約案件数が伸びたことにより全体の成約案件数が増加したことによるものであります。

これは、当社の実績に基づく信頼度が向上したことで、より大きな規模のM & Aを取り扱うようになったこと、及び従前より計画的な人員採用を続けていた結果、その成果及びその後の教育が順調に進み、当社のアドバイザーの質が向上していることによるものと考えております。

当社は労働集約型のビジネスモデルであることから、引き続き人材の採用及び教育に積極的に取り組んで行くとともに更なる成長を求め、積極的な営業活動を展開して参ります。

第8期第3四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日）

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高545,004千円、営業利益237,332千円、経常利益236,578千円及び四半期純利益135,552千円となり、前年同期実績を下回る結果となりました。これは前事業年度において1案件当たりの手数料総額が1億円を超える案件成約があり、その1件が売上高を大きく押し上げたことによります。成約件数ベースでの比較においては、前年同期と同数となっており、経営環境の悪化の兆候等もないことから、業績は概ね順調に推移していると認識しております。

当社が手掛けたM & Aの成約件数及びその手数料金額別並びに業種別の分類については次のとおりとなっております。

分類の名称			当第3四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日)	前年同期比
M & A成約案件数		(件)	13	± 0
手数料金額別	うち1案件当たり の手数料総額が1 億円以上の案件数	(件)		1
	うち1案件当たり の手数料総額が1 億円未満の案件数	(件)	13	+ 1
業種別	うち当社において 「小売業」に分類 している案件数	(件)	11	+ 3
	うち当社において 「卸売業」に分類 している案件数	(件)		3
	うち当社において 「その他」に分類 している案件数	(件)	2	± 0

当第3四半期累計期間においては、事業承継ニーズの高まりを背景に増加すると予想している案件獲得機会に向けた社内体制作りを採用や教育を中心に着々と進めました。加えて当第3四半期会計期間末現在における案件受託数も前年同期を上回るなど、好材料も揃っていることから、引き続き積極的な営業展開による業容拡大を目指して参ります。

#### (4) キャッシュ・フローの状況に関する分析

第7期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,223,587千円と対前年同期比524,244千円の増加となりました。主な要因としては、税引前当期純利益577,528千円による収入及び未払金の増加109,733千円に対し、法人税等の支払額122,230千円などの発生によるものであります。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は539,784千円（前事業年度は154,664千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純利益による収入577,528千円及び前事業年度に比べて多くの期末決算賞与が発生したことによる未払金の増加額109,733千円に対し、法人税等の支払額122,230千円などが発生したものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は623千円（前事業年度は1,477千円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出が発生したものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は14,916千円（前事業年度は65,920千円の収入）、これは長期借入金の返済による支出額14,916千円によるものであります。

#### (5) 経営戦略の現状と見通し

当社の当面の経営戦略の中では、事業承継問題によるマーケットニーズに応えるべく、業容の拡大に向けた人材採用及び教育システムの強化、更には事業規模に合わせた組織体制の整備が重要だと認識しております。

営業企画部及び企画管理部が中心となり、高品質なサービスを提供するため或いはコンプライアンスを推進するための教育研修制度の拡充や人員規模の拡大による内部統制の整備を進めて参ります。

#### (6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に影響を与えるものについては、市場環境、競合の状況或いは法整備の影響など、様々な要因が挙げられます。当社ではこれらの対策についてリスク管理責任者を定めており、リスク管理責任者のもと定期的な事業リスクの見直しやリスクに応じた対応策の検討等を行い、業績変動リスクの低減を図っております。

又、当社の事業は特定の会社に依存するビジネスモデルではありませんが、事業規模も未だ小さく売上高に占める一案件当たりの影響額も大きいことから、成約予定時期の遅延等の要因により経営成績に影響を与える場合があります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度の設備投資につきましては、業務の効率化、改善を主眼として、社内インフラ整備及び環境整備のために総額623千円の設備投資を実施致しました。

尚、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

第8期第3四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日）

当第3四半期累計期間の設備投資につきましては、出張時などの業務効率化を目的としてノートパソコン等の追加購入のために総額779千円の設備投資を実施致しました。

尚、当第3四半期累計期間における重要な設備の除却及び売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		工具、器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	業務施設	360	1,381	7,318	9,060	16

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	業務施設	16,927

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】(平成25年9月30日現在)

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,960,000
計	7,960,000

(注) 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月15日を効力発生日として、当社普通株式を1株につき2,000株の割合で分割する旨、決定しております。又、当該株式分割に伴い平成25年5月14日開催の臨時株主総会において発行可能株式総数を7,956,800株増加し、7,960,000株とする決議を行っております。

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,990,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。 又、単元株式数は100株であります。
計	1,990,000	-	-

(注) 平成25年5月14日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第1回新株予約権 平成19年12月18日定時株主総会（平成20年6月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成24年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成25年9月30日）
新株予約権の数（個）	5（注）1、5	5（注）1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5（注）1、5	10,000（注）1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400,000（注）2	200（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成29年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400,000 資本組入額 200,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 平成25年4月12日開催の取締役会決議により、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は2,000株であります。尚、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。



$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行又は処} \\
 \text{分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり払込金額} \\
 \text{又は処分価額}
 \end{array}
 }{
 \text{1株あたりの時価}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行株式数又は処分株式数}
 \end{array}
 }$$

尚、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. (1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2)新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。但し、新株予約権の発行時に割当を受けた新株予約権者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件のすべてを満たしている状態で死亡した場合であって、新株予約権を行使することができる期間中に当該新株予約権者の相続人がその旨を届け出た場合は、当該相続人は新株予約権を行使することができる期間中に限り、これを行使することができるものとする。
- (3)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- (4)新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満2年経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
4. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
 

この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割契約計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

  - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
 

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
 

種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定する。
  - (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (4)新株予約権を行使することができる期間
 

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (5)新株予約権の行使の条件
 

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記(4)に準じて決定する。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 

上記(5)に準じて決定する。

## (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

## (8)新株予約権の取得事由及び取得条件

上記(7)に準じて決定する。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
6. 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

## 第2回新株予約権 平成19年12月18日定時株主総会（平成20年6月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1、5	5(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1、5	10,000(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400,000(注)2	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成29年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400,000 資本組入額 200,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 平成25年4月12日開催の取締役会決議により、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は2,000株であります。尚、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

尚、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. (1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
 (2)新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。但し、新株予約権の発行時に割当を受けた新株予約権者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件のすべてを満たしている状態で死亡した場合であって、新株予約権を行使することができる期間中に当該新株予約権者の相続人がその旨を届け出た場合は、当該相続人は新株予約権を行使することができる期間中に限り、これを行使することができるものとする。  
 (3)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。  
 (4)新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満2年経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
4. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割契約計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
 種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類の数に準じて決定する。
- (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

- (4)新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5)新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を助案のうえ上記(4)に準じて決定する。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(5)に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8)新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記(7)に準じて決定する。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
6. 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第3回新株予約権 平成19年12月18日定時株主総会（平成20年6月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	23(注)1、5	20(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23(注)1、5	40,000(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400,000(注)2	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成23年4月1日 至平成29年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400,000 資本組入額 200,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 平成25年4月12日開催の取締役会決議により、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は2,000株であります。尚、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

尚、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. (1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
 (2)新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。但し、新株予約権の発行時に割当を受けた新株予約権者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件のすべてを満たしている状態で死亡した場合であって、新株予約権を行使することができる期間中に当該新株予約権者の相続人がその旨を届け出た場合は、当該相続人は新株予約権を行使することができる期間中に限り、これを行使することができるものとする。  
 (3)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。  
 (4)新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満2年経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
4. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割契約計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定する。
- (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4)新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5)新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記(4)に準じて決定する。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(5)に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8)新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記(7)に準じて決定する。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
6. 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第4回新株予約権 平成21年9月11日臨時株主総会（平成21年9月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成24年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成25年9月30日）
新株予約権の数（個）	22（注）1、5	22（注）1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22（注）1、5	44,000（注）1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400,000（注）2	200（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月3日 至 平成31年9月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400,000 資本組入額 200,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 平成25年4月12日開催の取締役会決議により、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は2,000株であります。尚、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

尚、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
 (2) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。  
 (3) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。  
 (4) 新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満2年経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
4. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割契約計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
 種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (4)新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (5)新株予約権の行使の条件

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記(4)に準じて決定する。

## (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(5)に準じて決定する。

## (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

## (8)新株予約権の取得事由及び取得条件

上記(7)に準じて決定する。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

6. 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

## 第5回新株予約権 平成21年9月11日臨時株主総会（平成22年9月10日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	27(注)1、5	27(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27(注)1、5	54,000(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400,000(注)2	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成24年9月11日 至平成31年9月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400,000(注)2 資本組入額 200,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 平成25年4月12日開催の取締役会決議により、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は2,000株であります。尚、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率



2. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

尚、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. (1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
 (2)新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使できないものとする。  
 (3)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。  
 (4)新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満2年経過した場合に限り、新株予約権を行行使することができる。
4. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割契約計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定する。

- (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (4)新株予約権を行行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

- (5)新株予約権の行使の条件

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記(4)に準じて決定する。

- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(5)に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8)新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記(7)に準じて決定する。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
6. 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

## 第6回新株予約権 平成22年12月14日定時株主総会（平成23年9月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	43(注)1、5	42(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43(注)1、5	84,000(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500,000(注)2	250(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成25年10月1日 至 平成32年12月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500,000(注)2 資本組入額 250,000	発行価格 250 資本組入額 125 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注)1. 平成25年4月12日開催の取締役会決議により、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は2,000株であります。尚、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行又} \\ \text{は処分株式} \\ \text{数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり払込} \\ \text{金額又は処分価} \\ \text{額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株あたりの時価} \\ \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新規発行株式数又は処分株式数} \end{array}}$$

尚、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- (4) 新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満3年経過した場合に割当個数の2分の1を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。又、満4年経過した場合には、未行使の新株予約権すべてを行使することができるものとする。但し、計算に当たって小数点以下の端数がある場合には、切り捨てるものとする。
4. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
 

この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割契約計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
 

種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間
 

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (5) 新株予約権の行使の条件
 

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記(4)に準じて決定する。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 

上記(5)に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件

上記(7)に準じて決定する。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
6. 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

## 第7回新株予約権 平成23年12月16日定時株主総会（平成24年3月14日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成24年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成25年9月30日）
新株予約権の数（個）	15（注）1	15（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15（注）1	30,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,100,000（注）2	550（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月31日 至 平成33年12月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,100,000（注）2 資本組入額 550,000	発行価格 550 資本組入額 275 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 平成25年4月12日開催の取締役会決議により、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は2,000株であります。尚、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後行使価額} \\
 \text{調整前行使価額} \\
 \text{既発行株式数} \\
 \text{既発行株式数} \\
 \text{既発行株式数}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前行使価額} \\
 \text{既発行株式数} \\
 \text{既発行株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株あたりの株価}} \\
 \text{新規発行株式数又は処分株式数}
 \end{array}$$

尚、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- (4) 新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満3年経過した場合に割当個数の2分の1を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。又、満4年経過した場合には、未行使の新株予約権すべてを行使することができるものとする。但し、計算に当たって小数点以下の端数がある場合には、切り捨てるものとする。
4. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割契約計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記(4)に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(5)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記(7)に準じて決定する。

5. 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年5月15日 (注)	1,989,005	1,990,000	-	49,250	-	39,000

(注) 株式分割(1株:2,000株)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成25年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1			5	6	
所有株式数(単元)				720			19,180	19,900	
所有株式数の割合(%)				3.62			96.38	100.00	

(6) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,990,000	19,900	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。 又、1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,990,000	-	-
総株主の議決権	-	19,900	-

## 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づく新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

## 第1回新株予約権 平成19年12月18日定時株主総会（平成20年6月13日取締役会決議）

決議年月日	平成19年12月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）役員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

## 第2回新株予約権 平成19年12月18日定時株主総会（平成20年6月13日取締役会決議）

決議年月日	平成19年12月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）役員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名であります。



## 第3回新株予約権 平成19年12月18日定時株主総会（平成20年6月13日取締役会決議）

決議年月日	平成19年12月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第3回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名であります。

## 第4回新株予約権 平成21年9月11日臨時株主総会（平成21年9月30日取締役会決議）

決議年月日	平成21年9月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第4回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名であります。

## 第5回新株予約権 平成21年9月11日臨時株主総会（平成22年9月10日取締役会決議）

決議年月日	平成21年9月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員6名であります。

## 第6回新株予約権 平成22年12月14日定時株主総会（平成23年9月13日取締役会決議）

決議年月日	平成22年12月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第6回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）従業員の異動・退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び当社従業員10名であります。

## 第7回新株予約権 平成23年12月16日定時株主総会（平成24年3月14日取締役会決議）

決議年月日	平成23年12月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第7回新株予約権」に記載 しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で当社は現在成長過程にあり、将来拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針がありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。又、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		中村 悟	昭和48年3月30日生	平成7年4月 積水ハウス株式会社入社 平成17年10月 当社設立、代表取締役社長就任（現任）	(注)3	1,328,000
取締役	営業企画部長	十亀 洋三	昭和50年6月7日生	平成15年9月 株式会社平沢コミュニケーションズ入社 平成17年6月 スタイル・テクノロジー株式会社代表取締役社長就任 平成17年10月 当社取締役就任 平成17年12月 グローバル・インテレクトチュアル・トラスト株式会社取締役就任 平成19年10月 当社営業企画部長（現任） 平成20年3月 当社取締役辞任 平成20年9月 当社取締役就任（現任）	(注)3	240,000
取締役	企画管理部長	佐々木 輝	昭和47年9月20日生	平成7年4月 セントケア株式会社（現セントケア・ホールディング株式会社）入社 平成15年2月 同子会社 ピアサポート株式会社 代表取締役就任 平成15年4月 セントケア株式会社（現セントケア・ホールディング株式会社）経営企画室課長 平成18年1月 株式会社こども山設立 代表取締役就任 平成21年5月 株式会社ウイズネット入社 総務部長 平成23年2月 当社入社 企画管理部長（現任） 平成23年12月 当社取締役就任（現任）	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		西澤 民夫	昭和18年6月17日生	昭和41年4月 中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入庫 昭和60年4月 山一証券株式会社入社 同社より山一ユニベン株式会社へ出向 昭和62年11月 山一ユニベン・ロサンゼルス支店長 平成2年11月 山一ファイナンス・アメリカ・インク社長 平成4年6月 山一ファイナンス株式会社投資コンサルタント部部长 平成10年2月 日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長就任（現任） 平成12年3月 中小企業総合事業団（現独立行政法人中小企業基盤整備機構）新事業支援部統括プロジェクトマネージャー（現任） 平成18年4月 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役就任（現任） 平成18年11月 当社取締役就任（現任） 平成21年8月 ラオックス株式会社監査役就任（現任）	(注) 3	
常勤監査役		邊田 信行	昭和17年6月5日生	昭和36年4月 日本鋼管株式会社（現JFEホールディングス株式会社）入社 平成元年4月 同社企画管理部管理室長 平成7年4月 日本鋼管工事株式会社（現JFEホールディングス株式会社）転籍 平成12年4月 同社執行役員企画管理部長 平成14年7月 同社取締役常務執行役員就任 平成16年4月 JFEエンジニアリング株式会社派遣監査役（関係会社監査役）就任 平成19年10月 当社監査役就任 平成22年10月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		藤本 幸弘	昭和36年10月20日生	平成元年4月 弁護士登録 平成5年9月 榊田江尻法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所 平成6年3月 米国シドリー・オース テイン法律事務所入所 平成9年1月 米国ニューヨーク州弁 護士登録 平成19年7月 西村あさひ法律事務所 パートナー 平成22年12月 当社監査役就任(現 任) 平成25年1月 シティニューワ法律事務 所パートナー(現任)	(注) 4	
監査役		中森真紀子	昭和38年8月18日生	平成62年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成3年10月 朝日監査法人(現有限 責任あずさ監査法人) 入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成9年7月 中森公認会計士事務所 所長就任(現任) 平成12年8月 日本オラクル株式会社 監査役就任 平成13年1月 カーティス・インスツ ルメンツ・パシフィック 株式会社監査役就任 (現任) 平成18年12月 株式会社アイスタイル 監査役就任(現任) 平成20年8月 日本オラクル株式会社 取締役就任 平成22年3月 株式会社グローバルダ イニング監査役就任 (現任) 平成22年12月 株式会社フィデス会計 社設立代表取締役就任 (現任) 平成23年9月 株式会社ジェイド(現 株式会社ロコンド) 監 査役就任(現任) 平成23年12月 当社監査役就任(現 任) 平成24年9月 税理士法人フィデス会 計社代表社員就任(現 任) 平成25年6月 伊藤忠テクノソリュー ションズ株式会社取締 役就任(現任) 平成25年6月 株式会社ネクスト監査 役就任(現任)	(注) 4	
計						1,568,000

- (注) 1. 取締役西澤民夫は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外取締役であります。
2. 監査役邊田信行、藤本幸弘及び中森真紀子は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外監査役であります。
3. 任期は平成25年8月9日より2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
4. 任期は平成25年8月9日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの皆様信頼される企業を目指し、安定的且つ持続的な企業価値の向上を実現するため、コンプライアンスや経営効率の向上を重要な施策として認識しており、そのための内部統制の構築を検討し、コーポレート・ガバナンスの強化を継続的に整備していく所存であります。

#### 会社の機関の説明

##### イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成されており、うち1名は社外取締役となっております。取締役会は、毎月1回定時で開催しており、会社の経営方針など重要な事項の意思決定を行うとともに、各取締役の業務の執行状況を監督しております。

##### ロ．監査役会

当社の監査役会は、監査役3名で構成されており、全員が社外監査役となっております。監査役は定時及び臨時の取締役会への出席を行っており、また常勤監査役は取締役会への出席のみならず、その他重要な会議体へも適宜参加しており、必要に応じて意見具申するなど取締役の職務遂行状況を監視しております。更に毎月1回監査役会も開催しており、会社の業績や財産の状況等の調査など、定期的な監査のもと取締役の職務遂行を監視しております。また、常勤監査役は監査計画の立案に当たって会計監査人及び内部監査人と意思疎通を図り、より効率的あるいは効果的な内容となるよう連携をとっているほか、非常勤監査役、会計監査人とは、必要に応じて適宜打合せを実施し、内部監査人及び管理部門等とは内部統制に関する報告・意見交換を日常的に行っております。

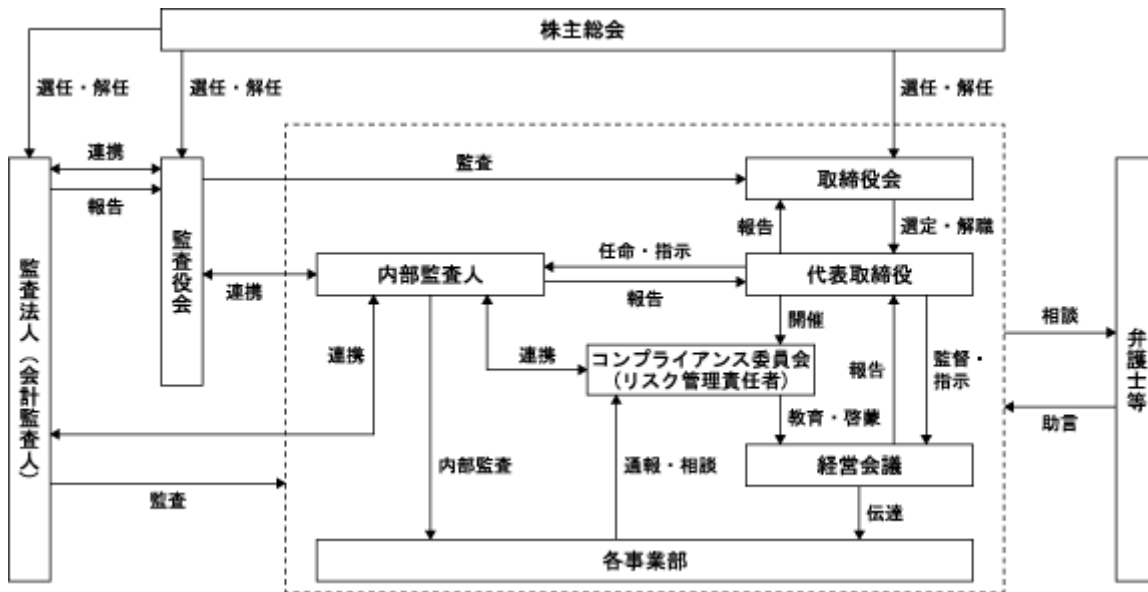
##### ハ．経営会議

当社の経営会議は、取締役（社外取締役を除く）及び部長職以上の者で構成され、定期的（毎月1回以上）に開催しており、常勤監査役も出席しております。主に事業活動の報告や方針の確認、人事に関わる事項の協議、或いは取締役が経営にかかわる事項に関して意見を聴取するほか、会社の重要な決定事項について伝達・指示を行うなど組織上の基幹的な役割を果たしております。

##### ニ．コンプライアンス委員会

当社はコンプライアンスに関する規程を定め、規程に基づくコンプライアンス委員会を設置しており、取締役を中心とした構成メンバーのもと、定期的（四半期に1回以上）に委員会を開催し、経営を取巻くコンプライアンスに関する問題の抽出や将来のリスク管理を含んだ様々な対策について協議又は施策を行っております。又当社の取締役及び従業員に対し社会規範に則った高い倫理感と責任感をもって職務を遂行するよう、社内啓発や研修の実施などの啓蒙活動の推進を行っております。

(コーポレート・ガバナンス体制概念図)



### 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において以下の通り、内部統制システムの基本方針を決議し、当該基本方針に基づいて、社内体制を整備しております。

#### a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき役員及び社員が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたる。

ロ. コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的に社内指導も行い、これらの活動が取締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。

ハ. 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

#### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

#### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

ロ. リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス委員会においてリスク管理責任者を選任し、リスク発生時の迅速・的確な対応の出来る体制を構築する。

#### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び予算の設定を行う。又、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理及び改善管理を行う。

- ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者及びその責任・権限ならびに執行手続きを定める。
- 又、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受ける。
- ハ．経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握することや、経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用し、全社的な業務の効率化を実現する。
- e．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。
- f．前号の使用人の取締役からの独立性に関する体制  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、使用人の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告をうけるものとする。
- h．その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制  
監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査の実効性を確保する。
- i．反社会的勢力等を排除するための体制  
当社は反社会的勢力等対策規程において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行わない。

#### リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理に関する規程を定め、規程に基づくリスク管理責任者を配置し、コンプライアンス委員会を中心に顧問弁護士なども連携してリスクを分析し、リスクに対する管理体制を整えるとともに、リスクの発生防止や低減対策に努めております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査に関する規程を定め、内部監査人（2名）を指名し、経営の合理化及び能率増進に努めるとともに、不正・誤謬の防止を目的として実務実態の監査を各部門に対して実施しております。具体的には、企画管理部から選任された内部監査人が企画管理部以外の部門の監査を実施し、企画管理部の監査は、企画管理部以外の部門から選任された内部監査人が実施しております。又これらの結果から、継続的に内部統制の有効性の検証や業務改善を行っております。

監査役監査につきましては、上場会社での管理部門経験が長く経営管理に相当程度の見識を有している者を常勤監査役として選任しており、その他、弁護士及び公認会計士を非常勤監査役に選任し、当社の取締役及び各部門の業務遂行について監査を行っております。

又、内部監査人は、監査役及び会計監査人と年次の内部監査計画を策定する際に、意見交換を行うなどし、有機的な内部監査が実施できるよう取り組んでいるほか、内部監査結果については逐次常勤監査役に報告し、或いは、監査役が会計監査人の監査報告について直接報告を受けるなど、より効率的な監査を実施できるよう三者間での連携を図っております。

### 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役である西澤民夫及び社外監査役である邊田信行には新株予約権をそれぞれ5個付与しておりますが、これ以外に当社と役員との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役である西澤民夫はラオックス株式会社の監査役であり、その他の会社の役員等を兼務しておりますが、当社と同社らとの間に特別な利害関係はありません。社外監査役である藤本幸弘はシテューワ法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。社外監査役である中森真紀子は伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の取締役であり、その他の会社の役員等を兼務しておりますが、当社と同社らとの間に特別な利害関係はありません。

当社は社外役員を選任するに当たり、独立性に関する基準又は方針等を特別に定めておりませんが、財務、会計、法務、コンプライアンス等の専門的な見識及び経験を有していることを社外役員を選任基準としております。

又、社外役員は、取締役会又は監査役会を通じて監査役監査、内部監査、会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを実施して、相互連携を図っております。

尚、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしている社外監査役を独立役員として指定する予定であります。

### 役員報酬等の内容

#### イ．役員報酬等の総額

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円) (注)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役	93,676	18,920		74,756	3
社外取締役	1,200	1,200			1
社外監査役	5,751	5,751			3

(注) 役員退職慰労金はありません。

#### ロ．役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、社外取締役を含む取締役で構成された報酬委員会において決定しております。

### 会計監査の状況

当社の業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、及び継続監査年数は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	布施木 孝叔	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	三浦 太	

(注) 1. 継続監査年数は、全員7年以内であるために記載を省略しております。

2. 同監査法人は既に自主的に業務執行社員について、一定期間を超えて当社の監査に関与することのないよう措置を講じております。

3. 監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名及びその他2名であります。

#### 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づく、任務懈怠による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額とする旨、定款で定めております。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）との間に、会社法第426条第1項の規定に基づく、任務懈怠による損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

#### 取締役の定数

当社の取締役数は、8名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。又、その決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
7,200	200	7,200	

## 【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

最近事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当社が監査公認会計士等に対して支払っております報酬の非監査業務の内容は、過年度の決算修正に関する助言・指導業務であります。

最近事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

監査法人より提示された監査に要する監査日数、監査内容及び当社の規模等を総合的に勘案した上で決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成22年10月1日から平成23年9月30日まで)及び当事業年度(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第3四半期会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年10月1日から平成25年6月30日まで)の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制及び会計基準等の変更などへの的確な対応体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加や財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	699,342	1,223,587
売掛金	525	40,425
前払費用	4,480	3,545
繰延税金資産	8,953	23,373
その他	163	307
貸倒引当金	3	242
流動資産合計	713,462	1,290,996
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	916	916
減価償却累計額	219	555
工具、器具及び備品（純額）	696	360
有形固定資産合計	696	360
無形固定資産		
ソフトウェア	1,462	1,381
無形固定資産合計	1,462	1,381
投資その他の資産		
敷金及び保証金	7,763	7,318
繰延税金資産	221	343
長期前払費用	497	401
投資その他の資産合計	8,482	8,062
固定資産合計	10,642	9,804
資産合計	724,104	1,300,800
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	16,272	17,628
未払金	85,309	195,042
未払費用	7,575	12,994
未払法人税等	65,929	234,245
未払消費税等	12,681	33,484
前受金	21,156	5,775
預り金	2,260	3,460
流動負債合計	211,183	502,629
固定負債		
長期借入金	60,308	44,036
固定負債合計	60,308	44,036
負債合計	271,491	546,665



	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,250	49,250
資本剰余金		
資本準備金	39,000	39,000
資本剰余金合計	39,000	39,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	364,363	665,885
利益剰余金合計	364,363	665,885
株主資本合計	452,613	754,135
純資産合計	452,613	754,135
負債純資産合計	724,104	1,300,800

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

		当第3四半期会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		953,529
売掛金		145,685
前払費用		7,773
繰延税金資産		21,980
その他		1,668
貸倒引当金		874
流動資産合計		1,129,762
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品		1,695
減価償却累計額		866
工具、器具及び備品（純額）		828
有形固定資産合計		828
無形固定資産		
ソフトウェア		1,080
無形固定資産合計		1,080
投資その他の資産		
敷金及び保証金		7,484
繰延税金資産		450
長期前払費用		329
投資その他の資産合計		8,263
固定資産合計		10,173
資産合計		1,139,935
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金		16,588
未払金		34,144
未払費用		8,643
未払法人税等		68,853
前受金		28,350
預り金		1,299
賞与引当金		37,914
役員賞与引当金		21,582
流動負債合計		217,376
固定負債		
長期借入金		32,872
固定負債合計		32,872
負債合計		250,248

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(平成25年6月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	49,250
資本剰余金	39,000
利益剰余金	801,437
株主資本合計	889,687
純資産合計	889,687
負債純資産合計	1,139,935

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	571,783	1,073,849
売上原価	182,426	293,787
売上総利益	389,356	780,062
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 125,588	<sup>1</sup> 201,009
営業利益	263,768	579,053
営業外収益		
受取利息	54	65
雑収入	25	6
営業外収益合計	80	72
営業外費用		
支払利息	1,378	1,331
固定資産除却損	-	266
雑損失	103	-
営業外費用合計	1,481	1,597
経常利益	262,366	577,528
税引前当期純利益	262,366	577,528
法人税、住民税及び事業税	112,553	290,546
法人税等調整額	678	14,540
法人税等合計	113,231	276,006
当期純利益	149,135	301,522

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費	1	171,455	94.0	246,019	83.7
経費	2	10,971	6.0	47,767	16.3
当期売上原価		182,426	100.0	293,787	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。 給与手当                    45,060 千円 賞与                          110,200 千円 法定福利費                  14,665 千円 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注費                      5,302 千円 旅費交通費                  4,778 千円	1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。 給与手当                    54,350 千円 賞与                          170,337 千円 法定福利費                  19,762 千円 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注費                      37,880 千円 旅費交通費                  8,697 千円

【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間  
(自平成24年10月1日  
至平成25年6月30日)

売上高	545,004
売上原価	179,769
売上総利益	365,234
販売費及び一般管理費	127,901
営業利益	237,332
営業外収益	
受取利息	37
雑収入	5
営業外収益合計	42
営業外費用	
支払利息	797
営業外費用合計	797
経常利益	236,578
税引前四半期純利益	236,578
法人税、住民税及び事業税	99,740
法人税等調整額	1,285
法人税等合計	101,026
四半期純利益	135,552

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	49,250	49,250
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	49,250	49,250
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	39,000	39,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	39,000	39,000
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	39,000	39,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	39,000	39,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	215,228	364,363
当期変動額		
当期純利益	149,135	301,522
当期変動額合計	149,135	301,522
当期末残高	364,363	665,885
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	215,228	364,363
当期変動額		
当期純利益	149,135	301,522
当期変動額合計	149,135	301,522
当期末残高	364,363	665,885
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	303,478	452,613
当期変動額		
当期純利益	149,135	301,522
当期変動額合計	149,135	301,522
当期末残高	452,613	754,135
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	303,478	452,613
当期変動額		
当期純利益	149,135	301,522
当期変動額合計	149,135	301,522
当期末残高	452,613	754,135

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	262,366	577,528
減価償却費	1,084	1,220
貸倒引当金の増減額（は減少）	3	239
受取利息	54	65
支払利息	1,378	1,331
売上債権の増減額（は増加）	525	39,900
前受金の増減額（は減少）	21,156	15,381
未払金の増減額（は減少）	3,979	109,733
未払消費税等の増減額（は減少）	3,573	20,803
その他	2,955	7,669
小計	295,918	663,177
利息の受取額	54	65
利息の支払額	1,548	1,227
法人税等の支払額	139,759	122,230
営業活動によるキャッシュ・フロー	154,664	539,784
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	669	-
無形固定資産の取得による支出	-	623
敷金及び保証金の差入による支出	808	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,477	623
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	80,000	-
長期借入金の返済による支出	14,080	14,916
財務活動によるキャッシュ・フロー	65,920	14,916
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	219,106	524,244
現金及び現金同等物の期首残高	480,235	699,342
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 699,342	<sup>1</sup> 1,223,587



## 【重要な会計方針】

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

### 1 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。尚、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～15年

#### (2)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 2 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

## 1 固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。尚、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～15年

### (2)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 2 引当金の計上基準

### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【会計方針の変更】

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

(資産除去債務に関する会計基準等)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益は248千円、経常利益及び税引前当期純利益は352千円それぞれ減少しております。

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成24年9月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

平成23年10月1日に開始する事業年度（翌事業年度）より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

翌事業年度の貸借対照表日後に株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

尚、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更による、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

貸借対照表日後に株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

尚、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

## (損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	
役員報酬	29,764	千円	100,628	千円
給与手当	15,605	千円	15,411	千円
賞与	7,337	千円	7,730	千円
支払報酬	16,987	千円	17,141	千円
地代家賃	15,163	千円	16,927	千円
採用費	7,040	千円	2,382	千円
支払手数料	6,134	千円	7,942	千円
減価償却費	1,084	千円	1,220	千円
貸倒引当金繰入額	3	千円	239	千円
おおよその割合				
販売費	2	%	2	%
一般管理費	98	%	98	%

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	995	-	-	995

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1)配当金支払額

該当事項はありません。

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	995	-	-	995

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
現金及び預金	699,342千円	1,223,587千円
現金及び現金同等物	699,342千円	1,223,587千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成23年9月30日)

重要性が乏しく、又、契約一件当たりの金額が僅少なため記載を省略しております。

当事業年度(平成24年9月30日)

重要性が乏しく、又、契約一件当たりの金額が僅少なため記載を省略しております。

## (金融商品関係)

前事業年度(平成23年9月30日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、又、資金調達については銀行など金融機関からの借入による方針であります。借入金の使途は主に運転資金であります。デリバティブ取引は行なわない方針であります。

## (2)金融商品の内容及びリスク

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に必要な資金の調達等を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での資金繰り表で支払予定を把握するなどし、リスク管理を行っております。又、資金調達については、定期的に金利の状況等を把握しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	現金及び預金	699,342	699,342	-
(2)	敷金及び保証金( )	6,428	6,233	194
	資産計	705,770	705,575	194
(1)	未払金	85,309	85,309	-
(2)	未払費用	7,575	7,575	-
(3)	未払法人税等	65,929	65,929	-
(4)	未払消費税等	12,681	12,681	-
(5)	前受金	21,156	21,156	-
(6)	長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含 む)	76,580	76,162	417
	負債計	269,231	268,813	417

- ( ) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

## 負 債

## (1)未払金 (2)未払費用 (3)未払法人税等 (4)未払消費税等 (5)前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超 5年以内（千円）	5年超 10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	699,342			
敷金及び保証金		6,428		
合計	699,342	6,428		

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	16,272	16,272	14,452	13,152	8,152	8,280
合計	16,272	16,272	14,452	13,152	8,152	8,280

## 4. 表示の変更

前事業年度まで記載しておりませんでした「未払費用」及び「前受金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について記載することとしております。

尚、前事業年度における「未払費用」の貸借対照表計上額は4,863千円、時価は4,863千円及びこれらの差額については - 千円、「前受金」の貸借対照表計上額は、 - 千円、時価は - 千円及びこれらの差額については、 - 千円となっております。



当事業年度（平成24年9月30日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、又、資金調達については銀行など金融機関からの借入による方針であります。借入金の使途は主に運転資金であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業部門を中心に事前の情報収集を行いリスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に必要な資金の調達等を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、通常取引であれば1ヶ月以内に支払期日を設定するなど回収の早期化によりリスクを低減するなど行っております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での資金繰り表で支払予定を把握するなどし、リスク管理を行っております。又、資金調達については、定期的に金利の状況等を把握しております。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	現金及び預金	1,223,587	1,223,587	-
(2)	売掛金	40,425		
	貸倒引当金( )	242		
	差引	40,183	40,183	-
資産計		1,263,770	1,263,770	-
(1)	未払金	195,042	195,042	-
(2)	未払法人税等	234,245	234,245	-
(3)	未払消費税等	33,484	33,484	-
(4)	長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	61,664	62,101	437
負債計		524,435	524,873	437

( ) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金 (2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負 債

## (1)未払金 (2)未払法人税等 (3)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	1,223,587	-	-	-
売掛金	40,425	-	-	-
合計	1,264,012	-	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	17,628	14,452	13,152	8,152	7,152	1,128
合計	17,628	14,452	13,152	8,152	7,152	1,128

## 4. 表示の変更

前事業年度まで区分掲記しておりました「敷金及び保証金」、「未払費用」、「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について記載を省略しております。

尚、従来どおりの記載を行った場合における当事業年度の「敷金及び保証金」の貸借対照表計上額（貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。）は6,428千円、時価は6,281千円及びこれらの差額については146千円、「未払費用」の貸借対照表計上額は12,994千円、時価は12,994千円及びこれらの差額については-千円、「前受金」の貸借対照表計上額は5,775千円、時価は5,775千円及びこれらの差額については-千円となっております。（注）2. 「金銭債権の決算日後の償還予定額」において表示しておりました「敷金及び保証金」は、「1年超5年以内」の区分に6,428千円となっております。

又、前事業年度まで記載しておりませんでした「売掛金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について記載することとしております。

尚、前事業年度における「売掛金」の貸借対照表計上額は522千円、時価は522千円及びこれらの差額については-千円となっております。（注）2. 「金銭債権の決算日後の償還予定額」において記載していた場合の「売掛金」は、「1年以内」の区分に525千円となっております。

## (有価証券関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

当社は、有価証券を全く保有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、有価証券を全く保有していないため、該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社監査役 2名	当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 35株	普通株式 8株	普通株式 50株
付与日	平成20年6月20日	平成20年6月20日	平成20年6月20日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名	当社従業員 7名	当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 50株	普通株式 30株	普通株式 50株
付与日	平成21年11月2日	平成22年9月10日	平成23年9月30日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成23年11月3日から 平成31年9月10日まで	平成24年9月11日から 平成31年9月10日まで	平成25年10月1日から 平成32年12月13日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要することとなっております。又、その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」又は「新株予約権総数引受契約書」に定めております。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	5	8	23
付与	-	-	-
失効	-	3	-
権利確定	-	-	-
未確定残	5	5	23
権利確定後 (株)			
前事業年度	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	34	30	-
付与	-	-	50
失効	12	3	-
権利確定	-	-	-
未確定残	22	27	50
権利確定後 (株)			
前事業年度	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

## 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400,000	400,000	400,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400,000	400,000	500,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度にストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値の見積りにより算定しております。尚、単位当りの本源的単価を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、類似価格比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

### 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	80,498千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社監査役 2名	当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 35株	普通株式 8株	普通株式 50株
付与日	平成20年6月20日	平成20年6月20日	平成20年6月20日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名	当社従業員 7名	当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 50株	普通株式 30株	普通株式 50株
付与日	平成21年11月2日	平成22年9月10日	平成23年9月30日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成23年11月3日から 平成31年9月10日まで	平成24年9月11日から 平成31年9月10日まで	平成25年10月1日から 平成32年12月13日まで

	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 15株
付与日	平成24年3月30日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	(注3)
権利行使期間	平成26年3月31日から 平成33年12月15日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要することとなっております。又、その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」又は「新株予約権総数引受契約書」に定めております。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	5	5	23
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	5	5	23
権利確定後 (株)			
前事業年度	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	22	27	50
付与	-	-	-
失効	-	-	7
権利確定	-	-	-
未確定残	22	27	43
権利確定後 (株)			
前事業年度	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-



		第7回 ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前事業年度末		-
付与		15
失効		-
権利確定		-
未確定残		15
権利確定後	(株)	
前事業年度		-
権利確定		-
権利行使		-
失効		-
未行使残		-

## 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400,000	400,000	400,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400,000	400,000	500,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

		第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)		1,100,000
行使時平均株価 (円)		-
付与日における公正な評価単価 (円)		-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度にストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値の見積りにより算定しております。尚、単位当りの本源的単価を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、類似価格比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	
(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	99,329千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
(1) (流動資産)		
未払事業税	6,030千円	19,358千円
未払社会保険料	1,542 "	3,805 "
人件費(自己否認額)	262 "	209 "
経費(自己否認額)	1,118 "	
計	8,953千円	23,373千円
(2) (固定資産)		
減価償却費	73 "	39 "
資産除去債務	148 "	303 "
計	221千円	343千円
繰延税金資産合計	9,175千円	23,716千円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
法定実効税率		42.05%
(調整)		
役員賞与の損金に算入されない額		5.44 "
その他		0.30 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率		47.79%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産に使用した法定実効税率は、前事業年度の42.05%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年10月1日から平成27年9月30日までのものは38.01%、平成27年10月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が2,520千円減少し、法人税等調整額が2,520千円増加しております。

## 4 決算日後の税率変更

前事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始事業年度から適用されることになりました。

これによる繰延税金資産への影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、賃貸等不動産を所有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、賃貸等不動産を所有していないため、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当社の事業は、M & A 仲介事業及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当社の事業は、M & A 仲介事業及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社はM & A 仲介事業及びこれらの付随業務が損益計算書の売上高の全てを占めているため、記載を省略していません。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はありませんので、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産を有しておりませんので、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

単一の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の10%以上である顧客はありませんので、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社はM & A 仲介事業及びこれらの付随業務が損益計算書の売上高の全てを占めているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はありませんので、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産を有しておりませんので、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

単一の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の10%以上である顧客はありませんので、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

### 【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

#### 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	中村 悟	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接66.7	債務被保証	当社銀行借入の債務被保証(注)2	76,580	-	-
							賃貸借取引に係る債務被保証(注)3	15,163	-	-

(注)1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は銀行借入れに対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。
3. 当社は施設の賃借料に対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、賃貸借契約の債務被保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	中村 悟	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接66.7	債務 被保証	当社銀行借入の 債務被保証 (注)2	61,664	-	-
							賃貸借契約に 係る債務被保証 (注)3	16,927	-	-

(注)1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は銀行借入れに対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。
3. 当社は施設の賃借料に対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、賃貸借契約の債務被保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	227.44円	378.96円
1株当たり当期純利益金額	74.94円	151.52円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	149,135	301,522
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	149,135	301,522
普通株式の期中平均株式数(株)	1,990,000	1,990,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数5個) 第2回新株予約権(新株予約権の数5個) 第3回新株予約権(新株予約権の数23個) 第4回新株予約権(新株予約権の数22個) 第5回新株予約権(新株予約権の数27個) 第6回新株予約権(新株予約権の数50個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第1回新株予約権(新株予約権の数5個) 第2回新株予約権(新株予約権の数5個) 第3回新株予約権(新株予約権の数23個) 第4回新株予約権(新株予約権の数22個) 第5回新株予約権(新株予約権の数27個) 第6回新株予約権(新株予約権の数43個) 第7回新株予約権(新株予約権の数15個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	452,613	754,135
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	452,613	754,135
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,990,000	1,990,000



4. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株につき普通株式2,000株の株式分割を行っております。当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度及び当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	454,887.69円	757,925.10円
1株当たり当期純利益金額	149,884.55円	303,037.41円

#### （重要な後発事象）

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

#### 1 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

当社は、平成25年4月12日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月15日付で株式分割を行い、又、平成25年5月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行いました。

#### (1) 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とすることを目的として、単元株制度を採用するとともに、流動性の向上を図るため、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることが目的として、1株を2,000株に分割いたしました。

#### (2) 株式分割の概要

##### 分割の方法

平成25年5月14日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する株式1株につき、2,000株の割合をもって分割いたしました。

##### 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式数	995株
今回の分割により増加する株式数	1,989,005株
株式分割後の当社発行済株式総数	1,990,000株
株式分割後の発行可能株式総数（注）	7,960,000株

（注）平成25年5月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成25年5月15日付で当社の発行可能株式総数を3,200株から7,960,000株に変更いたしました。尚、有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数は1,990,000株となっております。

##### 分割の効力発生日

平成25年5月15日

## (3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

## (4) 単元株制度の採用

新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

新設の日程

効力発生日 平成25年5月15日

## (5) 定款の一部変更

定款変更の理由

「(2)株式分割の概要」及び「(4)単元株制度の採用」に伴い、平成25年5月14日付臨時株主総会決議により、平成25年5月15日付で定款の一部を変更いたしました。

定款変更の内容

- a 当社の発行可能株式総数を3,200株から7,960,000株へ変更しました。
- b 単元株式数を100株と致しました。

**【継続企業の前提に関する事項】**

該当事項はありません。

**【会計方針の変更等】**

該当事項はありません。

**【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

該当事項はありません。

**【追加情報】**

該当事項はありません。

**【注記事項】**

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。尚、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	945千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第3四半期累計期間(自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日)

当社の事業は、M & A 仲介事業及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## ( 1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	68円12銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	135,552
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	135,552
普通株式の期中平均株式数(株)	1,990,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株に対して2,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】（平成24年9月30日現在）

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	916	-	-	916	555	336	360
有形固定資産計	916	-	-	916	555	336	360
無形固定資産							
ソフトウェア	2,462	623	1,082	2,003	622	439	1,381
無形固定資産計	2,462	623	1,082	2,003	622	439	1,381
長期前払費用	497	-	-	497	96	96	401

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 販売促進システム 623千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 販売促進システム 1,082千円

3. 長期前払費用は、役務の提供にかかる期間に対応して均等償却しております。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	16,272	17,628	1.77	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	60,308	44,036	1.75	平成25年10月1日～ 平成29年11月30日
合計	76,580	61,664		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	14,452	13,152	8,152	7,152
合計	14,452	13,152	8,152	7,152

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3	242		3	242

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

## 【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	1,223,587
合計	1,223,587

## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
長谷川ホールディングス株式会社	23,625
個人	16,275
アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合	525
合計	40,425

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{(B)} / 366$
525	1,095,238	1,055,338	40,425	96.3	6.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 未払金

区分	金額(千円)
役職員期末賞与	184,634
その他	10,407
合計	195,042

## 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	151,767
住民税	31,504
事業税	50,973
合計	234,245

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料（注）1	東京都千代田区大手町二丁目6番2号（日本ビル4階） 東京証券代行株式会社 本店 東京都千代田区大手町二丁目6番2号（日本ビル4階） 東京証券代行株式会社 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。（ <a href="http://www.ma-cp.com/">http://www.ma-cp.com/</a> ）但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【特別情報】

### 第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。尚、当社は連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

## 1 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第3期 (平成20年9月30日)	第4期 (平成21年9月30日)	第5期 (平成22年9月30日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	35,157	407,542	480,235
前払費用	2,732	2,457	3,049
繰延税金資産		9,962	9,750
その他	204	130	120
流動資産合計	38,094	420,093	493,157
固定資産			
有形固定資産			
工具、器具及び備品	511	511	1,179
減価償却累計額	250	328	458
工具、器具及び備品 (純額)	260	182	720
有形固定資産合計	260	182	720
無形固定資産			
ソフトウェア	1,108	861	1,995
無形固定資産合計	1,108	861	1,995
投資その他の資産			
敷金及び保証金	5,170	4,150	7,307
繰延税金資産		132	103
投資その他の資産合計	5,170	4,283	7,410
固定資産合計	6,539	5,327	10,126
資産合計	44,633	425,421	503,283

	第3期 (平成20年9月30日)	第4期 (平成21年9月30日)	第5期 (平成22年9月30日)
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
短期借入金	10,440		
1年内返済予定の長期借入金	3,600	5,220	3,120
未払金	798	61,739	81,329
未払費用	1,619	4,005	4,863
未払法人税等	175	99,320	93,136
未払消費税等	1,402	21,034	9,108
前受金	9,806	18,286	
預り金	667	799	708
流動負債合計	28,509	210,405	192,265
<b>固定負債</b>			
長期借入金	2,100	10,660	7,540
固定負債合計	2,100	10,660	7,540
負債合計	30,609	221,065	199,805
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金	49,250	49,250	49,250
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金	39,000	39,000	39,000
資本剰余金合計	39,000	39,000	39,000
<b>利益剰余金</b>			
<b>その他利益剰余金</b>			
繰越利益剰余金	74,225	116,105	215,228
利益剰余金合計	74,225	116,105	215,228
株主資本合計	14,024	204,355	303,478
純資産合計	14,024	204,355	303,478
負債純資産合計	44,633	425,421	503,283

## 2 【損益計算書】

	(単位：千円)		
	第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	83,099	486,503	430,601
売上原価	52,621	126,121	111,388
売上総利益	30,477	360,381	319,212
販売費及び一般管理費	1 98,496	1 80,487	1 124,906
営業利益又は営業損失( )	68,018	279,893	194,305
営業外収益			
受取利息	94	63	73
雑収入	16	28	19
営業外収益合計	111	91	92
営業外費用			
支払利息	724	416	366
営業外費用合計	724	416	366
経常利益又は経常損失( )	68,631	279,569	194,031
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	68,631	279,569	194,031
法人税、住民税及び事業税	180	99,333	94,668
法人税等調整額		10,094	240
法人税等合計	180	89,238	94,908
当期純利益又は当期純損失( )	68,811	190,330	99,122

## 3 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	49,250	49,250	49,250
当期変動額			
当期変動額合計			
当期末残高	49,250	49,250	49,250
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	39,000	39,000	39,000
当期変動額			
当期変動額合計			
当期末残高	39,000	39,000	39,000
資本剰余金合計			
前期末残高	39,000	39,000	39,000
当期変動額			
当期変動額合計			
当期末残高	39,000	39,000	39,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	5,414	74,225	116,105
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失( )	68,811	190,330	99,122
当期変動額合計	68,811	190,330	99,122
当期末残高	74,225	116,105	215,228
利益剰余金合計			
前期末残高	5,414	74,225	116,105
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失( )	68,811	190,330	99,122
当期変動額合計	68,811	190,330	99,122
当期末残高	74,225	116,105	215,228
株主資本合計			
前期末残高	82,835	14,024	204,355
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失( )	68,811	190,330	99,122
当期変動額合計	68,811	190,330	99,122
当期末残高	14,024	204,355	303,478
純資産合計			
前期末残高	82,835	14,024	204,355
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失( )	68,811	190,330	99,122
当期変動額合計	68,811	190,330	99,122
当期末残高	14,024	204,355	303,478

## 【重要な会計方針】

項目	第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法によっております。尚、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具、器具及び備品 4～20年</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 尚、この変更に伴う当事業年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上する方法に変更しております。 尚、この変更に伴う当事業年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>	<p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>

項目	第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
		(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 尚、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左
2. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 尚、当事業年度は一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、貸倒引当金を計上しておりません。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
3. リース取引の処理	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。		
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左



## 【会計方針の変更】

第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

## 【注記事項】

## (貸借対照表関係)

第3期 (平成20年9月30日)	第4期 (平成21年9月30日)	第5期 (平成22年9月30日)
該当事項はありません。	同左	同左

## (損益計算書関係)

第3期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	第4期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)	第5期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)																																																
<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は98%であります。</p> <p>主要な費目及びその金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>32,531千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>10,890千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>10,427千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>17,586千円</td></tr> <tr><td>採用費</td><td>5,203千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>1,432千円</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>5,625千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>235千円</td></tr> </table>	役員報酬	32,531千円	給与手当	10,890千円	支払報酬	10,427千円	地代家賃	17,586千円	採用費	5,203千円	支払手数料	1,432千円	消耗品費	5,625千円	減価償却費	235千円	<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は98%であります。</p> <p>主要な費目及びその金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>30,641千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>5,618千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>5,570千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>15,973千円</td></tr> <tr><td>採用費</td><td>2,700千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>1,951千円</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>2,421千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>324千円</td></tr> </table>	役員報酬	30,641千円	給与手当	5,618千円	支払報酬	5,570千円	地代家賃	15,973千円	採用費	2,700千円	支払手数料	1,951千円	消耗品費	2,421千円	減価償却費	324千円	<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は98%であります。</p> <p>主要な費目及びその金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>52,671千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>8,984千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>14,619千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>14,481千円</td></tr> <tr><td>採用費</td><td>3,600千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>3,751千円</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>3,179千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>376千円</td></tr> </table>	役員報酬	52,671千円	給与手当	8,984千円	支払報酬	14,619千円	地代家賃	14,481千円	採用費	3,600千円	支払手数料	3,751千円	消耗品費	3,179千円	減価償却費	376千円
役員報酬	32,531千円																																																	
給与手当	10,890千円																																																	
支払報酬	10,427千円																																																	
地代家賃	17,586千円																																																	
採用費	5,203千円																																																	
支払手数料	1,432千円																																																	
消耗品費	5,625千円																																																	
減価償却費	235千円																																																	
役員報酬	30,641千円																																																	
給与手当	5,618千円																																																	
支払報酬	5,570千円																																																	
地代家賃	15,973千円																																																	
採用費	2,700千円																																																	
支払手数料	1,951千円																																																	
消耗品費	2,421千円																																																	
減価償却費	324千円																																																	
役員報酬	52,671千円																																																	
給与手当	8,984千円																																																	
支払報酬	14,619千円																																																	
地代家賃	14,481千円																																																	
採用費	3,600千円																																																	
支払手数料	3,751千円																																																	
消耗品費	3,179千円																																																	
減価償却費	376千円																																																	

## (株主資本等変動計算書関係)

第3期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	995			995

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第4期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	995			995

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	995			995

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
重要性が乏しく、又、契約一件当たりの金額が僅少なため記載を省略しております。	同左	同左

## (金融商品関係)

第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、又、資金調達については銀行など金融機関からの借入による方針であります。借入金の使途は主に運転資金であります。デリバティブ取引は行なわない方針であります。

## (2)金融商品の内容及びリスク

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に必要な資金の調達等を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での資金繰り表で支払予定を把握するなどし、リスク管理を行っております。又、資金調達については、定期的に金利の状況等を把握しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	480,235	480,235	-
(2)	敷金及び保証金	7,307	7,105	201
資産計		487,543	487,341	201
(1)	未払金	81,329	81,329	-
(2)	未払法人税等	93,136	93,136	-
(3)	未払消費税等	9,108	9,108	-
(4)	長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	10,660	10,954	294
負債計		194,233	194,527	294

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## (1)未払金 (2)未払法人税等 (3)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	480,235	-	-	-
敷金及び保証金	-	7,307	-	-
合計	480,235	7,307	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内(千 円)	3年超 4年以内(千 円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,120	3,120	3,120	1,300	-	-
合計	3,120	3,120	3,120	1,300	-	-

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## (有価証券関係)

第3期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

当社は、有価証券を全く保有していないため、該当事項はありません。

第4期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

当社は、有価証券を全く保有していないため、該当事項はありません。

第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

当社は、有価証券を全く保有していないため、該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第3期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

第4期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

## 第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 第3期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

## 第4期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

## 第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

## 第3期(自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)

## 1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社監査役 2名	当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 35株	普通株式 8株	普通株式 50株
付与日	平成20年6月20日	平成20年6月20日	平成20年6月20日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要することとなっております。又、その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

## (2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成20年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前事業年度末			
付与	35	8	50
失効	15		6
権利確定			
未確定残	20	8	44
権利確定後（株）			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

## 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	400,000	400,000	400,000
行使時平均株価（円）			
付与日における公正な評価単価（円）			

## 3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度にストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値の見積りにより算定しております。尚、単位当りの本源的単価を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、類似価格比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

## 4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5．当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |  |      |
|--|------|
| (1)当事業年度末における本源的価値の合計額                           | - 千円 |
| (2)当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | - 千円 |



第4期（自平成20年10月1日 至平成21年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社監査役 2名	当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 35株	普通株式 8株	普通株式 50株
付与日	平成20年6月20日	平成20年6月20日	平成20年6月20日
権利確定条件	（注2）	（注2）	（注2）
対象勤務期間	（注3）	（注3）	（注3）
権利行使期間	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要することとなっております。又、その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前事業年度末	20	8	44
付与			
失効	15		3
権利確定			
未確定残	5	8	41
権利確定後（株）			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

## 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	400,000	400,000	400,000
行使時平均株価（円）			
付与日における公正な評価単価（円）			

## 3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度にストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値の見積りにより算定しております。尚、単位当りの本源的単価を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、類似価格比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

## 4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5．当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |  |      |
|--|------|
| (1)当事業年度末における本源的価値の合計額                               | - 千円 |
| (2)当事業年度において権利行使されたストック・オプション<br>の権利行使日における本源的価値の合計額 | - 千円 |

第5期（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）

1．ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社監査役 2名	当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 35株	普通株式 8株	普通株式 50株
付与日	平成20年6月20日	平成20年6月20日	平成20年6月20日
権利確定条件	（注2）	（注2）	（注2）
対象勤務期間	（注3）	（注3）	（注3）
権利行使期間	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで	平成23年4月1日から 平成29年11月30日まで

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 50株	普通株式 30株
付与日	平成21年11月2日	平成22年9月10日
権利確定条件	（注2）	（注2）
対象勤務期間	（注3）	（注3）
権利行使期間	平成23年11月3日から 平成31年9月10日まで	平成24年9月11日から 平成31年9月10日まで

（注）1．株式数に換算して記載しております。

2．新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社或いは当社の関係会社の取締役又は監査役或いは従業員であることを要することとなっております。又、その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」又は「新株予約権総数引受契約書」に定めております。

3．対象勤務期間の定めはありません。

## (2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	5	8	41
付与	-	-	-
失効	-	-	18
権利確定	-	-	-
未確定残	5	8	23
権利確定後 (株)			
前事業年度	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	50	30
失効	16	-
権利確定	-	-
未確定残	34	30
権利確定後 (株)		
前事業年度	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

## 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400,000	400,000	400,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400,000	400,000
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度にストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値の見積りにより算定しております。尚、単位当りの本源的単価を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、類似価格比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

### 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	11,842千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

## (税効果会計関係)

第3期 (平成20年9月30日)	第4期 (平成21年9月30日)	第5期 (平成22年9月30日)																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(1) (流動資産)</p> <table border="1"> <tr><td>繰越欠損金</td><td>75,489</td></tr> <tr><td>計</td><td>75,489</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td>75,489</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table>	繰越欠損金	75,489	計	75,489	評価性引当金	75,489	繰延税金資産合計	-	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(1) (流動資産)</p> <table border="1"> <tr><td>未払事業税</td><td>9,151</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td>811</td></tr> <tr><td>計</td><td>9,962</td></tr> <tr><td>(2) (固定資産)</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>132</td></tr> <tr><td>計</td><td>132</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>10,094</td></tr> </table>	未払事業税	9,151	未払社会保険料	811	計	9,962	(2) (固定資産)		減価償却費	132	計	132	繰延税金資産合計	10,094	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(1) (流動資産)</p> <table border="1"> <tr><td>未払事業税</td><td>8,525</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td>1,225</td></tr> <tr><td>計</td><td>9,750</td></tr> <tr><td>(2) (固定資産)</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>103</td></tr> <tr><td>計</td><td>103</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>9,853</td></tr> </table>	未払事業税	8,525	未払社会保険料	1,225	計	9,750	(2) (固定資産)		減価償却費	103	計	103	繰延税金資産合計	9,853																
繰越欠損金	75,489																																																					
計	75,489																																																					
評価性引当金	75,489																																																					
繰延税金資産合計	-																																																					
未払事業税	9,151																																																					
未払社会保険料	811																																																					
計	9,962																																																					
(2) (固定資産)																																																						
減価償却費	132																																																					
計	132																																																					
繰延税金資産合計	10,094																																																					
未払事業税	8,525																																																					
未払社会保険料	1,225																																																					
計	9,750																																																					
(2) (固定資産)																																																						
減価償却費	103																																																					
計	103																																																					
繰延税金資産合計	9,853																																																					
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>(%)</td><td></td><td>(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td>42.05</td><td>法定実効税率</td><td>42.05</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>役員賞与の永久に損金に算入されない項目</td><td>2.19</td><td>役員賞与の永久に損金に算入されない項目</td><td>7.38</td></tr> <tr><td>繰越欠損金にかかる項目</td><td>11.95</td><td>その他</td><td>0.52</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.37</td><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.91</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>31.92</td><td></td><td></td></tr> </table>		(%)		(%)	法定実効税率	42.05	法定実効税率	42.05	(調整)		(調整)		役員賞与の永久に損金に算入されない項目	2.19	役員賞与の永久に損金に算入されない項目	7.38	繰越欠損金にかかる項目	11.95	その他	0.52	その他	0.37	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.91	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.92			<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>(%)</td><td></td><td>(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td>42.05</td><td>法定実効税率</td><td>42.05</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>役員賞与の永久に損金に算入されない項目</td><td>7.38</td><td>役員賞与の永久に損金に算入されない項目</td><td>7.38</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.52</td><td>その他</td><td>0.52</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.91</td><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.91</td></tr> </table>		(%)		(%)	法定実効税率	42.05	法定実効税率	42.05	(調整)		(調整)		役員賞与の永久に損金に算入されない項目	7.38	役員賞与の永久に損金に算入されない項目	7.38	その他	0.52	その他	0.52	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.91	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.91
	(%)		(%)																																																			
法定実効税率	42.05	法定実効税率	42.05																																																			
(調整)		(調整)																																																				
役員賞与の永久に損金に算入されない項目	2.19	役員賞与の永久に損金に算入されない項目	7.38																																																			
繰越欠損金にかかる項目	11.95	その他	0.52																																																			
その他	0.37	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.91																																																			
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.92																																																					
	(%)		(%)																																																			
法定実効税率	42.05	法定実効税率	42.05																																																			
(調整)		(調整)																																																				
役員賞与の永久に損金に算入されない項目	7.38	役員賞与の永久に損金に算入されない項目	7.38																																																			
その他	0.52	その他	0.52																																																			
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.91	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.91																																																			

## (企業結合等関係)

第3期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

第4期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

## (賃貸等不動産関係)

第3期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

当社は、賃貸等不動産を所有していないため、該当事項はありません。

第4期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

当社は、賃貸等不動産を所有していないため、該当事項はありません。

第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

当社は、賃貸等不動産を所有していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第3期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

第4期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

第3期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (個人)及びその近親者兼役員及びその近親者	中村 悟	-	-	当社 代表取締役社長	(被所有) 直接66.7	-	-	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	16,140	-	-
						-	-	賃貸借取引に係る債務被保証 (注) 3	17,586	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。

3. 当社は施設の賃借料に対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、賃貸借契約の債務被保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。

## 第4期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

## 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	中村 悟	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接66.7	債務被保証	当社銀行借入の債務被保証(注)2	15,880	-	-
							賃貸借取引に係る債務被保証(注)3	15,973	-	-

(注)1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。

3. 当社は施設の賃借料に対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、賃貸借契約の債務被保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。

## (追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

尚、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 第5期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

## 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	中村 悟	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接66.7	債務被保証	当社銀行借入の債務被保証(注)2	10,660	-	-
							賃貸借取引に係る債務被保証(注)3	14,481	-	-

(注)1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は銀行借入れに対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。



3. 当社は施設の賃借料に対して、当社代表取締役社長中村悟の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。尚、賃貸借契約の債務被保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり純資産 額 14,095.25円	1株当たり純資産 額 205,382.39円	1株当たり純資産 額 305,003.15円
1株当たり当期純 損失金額( ) 69,156.95円	1株当たり当期純 利益金額 191,287.14円	1株当たり当期純 利益金額 99,620.76円
尚、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額については、新株予約 権は存在するものの、当社株式は非 上場であり、期中平均株価が把握で きず、又、1株当たり当期純損失で あるため記載しておりません。	尚、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額については、新株予約 権は存在するものの、当社株式は非 上場であるため、期中平均株価が把 握できませんので記載しておりませ ん。	尚、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額については、新株予約 権は存在するものの、当社株式は非 上場であるため、期中平均株価が把 握できませんので記載しておりませ ん。

(注) 算定上の基礎

## 1. 1株当たり純資産額

項目	第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	14,024	204,355	303,478
純資産の部の合計額から控除する金 額(千円)			
普通株式に係る期末の純資産額(千 円)	14,024	204,355	303,478
1株当たり純資産額の算定に用いら れた期末の普通株式の数(株)	995	995	995

## 2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）

項目	第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益又は当期純損失（ ） (千円)	68,811	190,330	99,122
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る当期純利益又は当期 純損失（ ）(千円)	68,811	190,330	99,122
普通株式の期中平均株式数(株)	995	995	995
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり当期純利益金額 の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	第1回新株予約権（新 株予約権の数20個） 第2回新株予約権（新 株予約権の数8個） 第3回新株予約権（新 株予約権の数44個） これらの詳細は、「第 4提出会社の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	第1回新株予約権（新 株予約権の数5個） 第2回新株予約権（新 株予約権の数8個） 第3回新株予約権（新 株予約権の数41個） これらの詳細は、「第 4提出会社の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	第1回新株予約権（新 株予約権の数5個） 第2回新株予約権（新 株予約権の数8個） 第3回新株予約権（新 株予約権の数23個） 第4回新株予約権（新 株予約権の数34個） 第5回新株予約権（新 株予約権の数30個） これらの詳細は、「第 4提出会社の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。

## (重要な後発事象)

第3期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第4期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第5期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。	同左	同左

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成23年9月30日	平成24年3月30日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 50株	普通株式 15株
発行価格	500,000円 (注)3	1,100,000円 (注)3
資本組入額	250,000円	550,000円
発行価額の総額	25,000,000円	16,500,000円
資本組入額の総額	12,500,000円	8,250,000円
発行方法	平成22年12月14日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成23年12月16日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下の通りであります。

- (1)同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2)新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (3)当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成24年9月30日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  3. 株式の発行価格及び行使に際して払込みをなすべき金額は、類似会社比準方式及び純資産価額方式の併用方式により算定された価格を参考にして、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下の通りとなっております。

名称	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
行使時の払込金額	1 株につき500,000円	1 株につき1,100,000円
行使請求期間	自 平成25年10月 1 日 至 平成32年12月13日	自 平成26年 3 月31日 至 平成33年12月15日
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社あるいは当社の関係会社の取締役又は監査役あるいは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満3年経過した場合に割当個数の2分の1を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。又、満4年経過した場合には、未行使の新株予約権すべてを行使することができるものとする。但し、計算に当たって小数点以下の端数がある場合には、切り捨てるものとする。</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社あるいは当社の関係会社の取締役又は監査役あるいは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満3年経過した場合に割当個数の2分の1を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。又、満4年経過した場合には、未行使の新株予約権すべてを行使することができるものとする。但し、計算に当たって小数点以下の端数がある場合には、切り捨てるものとする。</p>

5. 平成25年4月12日開催の取締役会決議により、平成25年5月15日付けで、1株を2,000株とする株式分割を行っております。上記発行数、発行価額及び資本組入額は分割前の数値を記載しております。
6. 第6回新株予約権については、本書提出日現在、退職により従業員3名8株分（分割前）の権利が喪失しております。

## 2 【取得者の概況】

## (1)第6回ストック・オプション

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価） （円）	取得者と提出会社 との関係
土屋 淳	東京都板橋区	会社員	10	5,000,000 (500,000)	当社の従業員
佐々木 輝(注1)	埼玉県北本市	会社役員	7	3,500,000 (500,000)	当社の従業員
櫻井 哲博	東京都文京区	会社員	6	3,000,000 (500,000)	当社の従業員
岡村 英哲	東京都中央区	会社員	5	2,500,000 (500,000)	当社の従業員
駒井 友彦	東京都中野区	会社員	4	2,000,000 (500,000)	当社の従業員
渡邊 研	東京都世田谷区	会社員	3	1,500,000 (500,000)	当社の従業員
上原 大輔	東京都渋谷区	会社員	3	1,500,000 (500,000)	当社の従業員
池ヶ谷 博章	東京都渋谷区	会社員	1	500,000 (500,000)	当社の従業員
菊池 尚人	東京都江東区	会社員	1	500,000 (500,000)	当社の従業員
鈴木 亮祐	埼玉県さいたま 市北区	会社員	1	500,000 (500,000)	当社の従業員
山崎 研	東京都中野区	会社員	1	500,000 (500,000)	当社の従業員

- (注) 1 佐々木輝は、平成23年12月16日開催の株主総会で取締役を選任されており、現在は特別利害関係者等に該当して  
おります。
- 2 平成25年4月12日開催の取締役会の決議により、平成25年5月15日付けで、1株を2,000株とする株式分割を行っ  
ております。上記割当株数及び価格は分割前の数値を記載しております。
- 3 退職により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

## (2)第7回ストック・オプション

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価） （円）	取得者と提出会社 との関係
土屋 淳	東京都板橋区	会社員	3	3,300,000 (1,100,000)	当社の従業員
渡邊 研	東京都世田谷区	会社員	3	3,300,000 (1,100,000)	当社の従業員
山崎 研	東京都中野区	会社員	3	3,300,000 (1,100,000)	当社の従業員
倉田 健一郎	神奈川県横浜市 青葉区	会社員	3	3,300,000 (1,100,000)	当社の従業員
上原 大輔	東京都渋谷区	会社員	1	1,100,000 (1,100,000)	当社の従業員
菊池 尚人	東京都江東区	会社員	1	1,100,000 (1,100,000)	当社の従業員
鈴木 亮祐	東京都北区	会社員	1	1,100,000 (1,100,000)	当社の従業員

(注)平成25年4月12日開催の取締役会の決議により、平成25年5月15日付けで、1株を2,000株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び価格は分割前の数値を記載しております。



### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
中村 悟(注)1.2	東京都新宿区	1,328,000	58.71
十亀 洋三(注)1.4	東京都港区	240,000	10.61
JAIC-IF3号投資事業有限責任組合(注)1	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	168,000	7.43
投資事業組合オリックス10号(注)1	東京都港区浜松町二丁目4番1号	150,000	6.63
土屋 淳(注)6	東京都板橋区	76,000 (76,000)	3.36 (3.36)
日本アジア投資株式会社(注)1	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	72,000	3.18
中村 陽子(注)1.3	東京都新宿区	32,000	1.41
岡村 英哲(注)6	東京都中央区	30,000 (30,000)	1.33 (1.33)
櫻井 哲博(注)6	東京都文京区	28,000 (28,000)	1.24 (1.24)
渡邊 研(注)6	神奈川県川崎市高津区	20,000 (20,000)	0.88 (0.88)
上原 大輔(注)6	東京都渋谷区	18,000 (18,000)	0.80 (0.80)
佐々木 輝(注)4	埼玉県北本市	14,000 (14,000)	0.62 (0.62)
宮前 早百合(注)6	東京都江東区	12,000 (12,000)	0.53 (0.53)
池ヶ谷 博章(注)6	東京都渋谷区	12,000 (12,000)	0.53 (0.53)
西澤 民夫(注)4	東京都板橋区	10,000 (10,000)	0.44 (0.44)
邊田 信行(注)5	神奈川県川崎市幸区	10,000 (10,000)	0.44 (0.44)
駒井 友彦(注)6	東京都江東区	8,000 (8,000)	0.35 (0.35)
山崎 研(注)6	東京都中野区	8,000 (8,000)	0.35 (0.35)
白鳥 拓志(注)6	東京都世田谷区	6,000 (6,000)	0.27 (0.27)
山田 祐治(注)6	東京都中央区	6,000 (6,000)	0.27 (0.27)
倉田 健一郎(注)6	神奈川県横浜市青葉区	6,000 (6,000)	0.27 (0.27)
菊池 尚人(注)6	東京都江東区	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
鈴木 亮祐(注)6	東京都北区	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
計		2,262,000 (272,000)	100.00 (12.02)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)  
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の配偶者)  
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)  
5. 特別利害関係者等(当社の監査役)  
6. 当社の従業員  
7. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年10月11日

M & A キャピタルパートナーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 布施 木 孝 叔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているM & A キャピタルパートナーズ株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M & A キャピタルパートナーズ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年10月11日

M &amp; A キャピタルパートナーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 布施 木 孝 叔指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているM & A キャピタルパートナーズ株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M & A キャピタルパートナーズ株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月11日

M & A キャピタルパートナーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 布施 木 孝 叔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているM & A キャピタルパートナーズ株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年10月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、M & A キャピタルパートナーズ株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。